

令和5年第8回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和5年第8回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 5年12月 4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 5年12月14日 午前10時00分

閉会日時 令和 5年12月14日 午後 2時55分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	×	×	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文 人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 山内 彬 1番 篠原眞稚子
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	64	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	65	津別町空家等対策協議会設置条例及び津別町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	66	津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	67	津別町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について	
8	〃	68	財産の取得について（津別町大通地区コミュニティ施設）	
9	〃	63	オホーツク町村公平委員会規約の変更について	
10	〃	69	令和5年度津別町一般会計補正予算（第7号）について	
11	〃	70	令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
12	〃	71	令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	72	令和5年度津別町下水道事業会計補正予算（第2号）について	
14	〃	73	令和5年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
15	報告	14	令和5年度定例監査の報告について	
16	〃	15	例月出納検査の報告について（令和5年度8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 山 内 彬 君 1 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

昨日から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告の順に従って順次質問を許します。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）　〔登壇〕　ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問につきましてよろしくお願ひしたいと思います。

一つ目の質問事項でございますが、エコタウンのまちづくりについてであります。町長の今年度の町政方針で「地域内エコシステム」の構築を目指すとともに脱炭素・資源巡回型のまちづくりを推進して、「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」に到達できるように着実に取り組みを進めると言っております。

そこで、次の点についてお伺ひしたいと思います。

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略によると、2050年には発電量の約50%から60%を再生エネルギーで補うということを議論されておりますが、次世代社会に引き継ぐ住民、団体、事業者、そして町が一丸となって推進できるよう、津別町の新エネルギービジョンと「津別町エコタウン構想」（仮称）を策定するのは不可欠ではないかと思ひます。

また、この取り組みについてどのように進めるのかお伺ひしたいと思います。

また、小学校におけるエコタウンの教育の現状はどのようになっているのか、教育長にお伺ひしたいと思います。

今、1番と2番あわせて質問しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、いただいておりますご質問の2項目について順次お答えさせていただきます。

エコタウンのまちづくりについてでありますけれども、初めに一つ目のご質問としてエコタウンの目標達成に向けた住民、団体、事業者に対する取り組みの進め方についてご質問されておりましたので、この部分についてお答え申し上げます。

ご承知のように「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」は、令和2年に次世代の町民の方々が中心となり策定された「津別町第6次総合計画」のキャッチフレーズであります。

エコタウンとは、環境に配慮したエコロジーと林業・農業・商工業等の発展を目指すエコノミーの両立という意味を含んでおりまして、自然環境と経済面の両方を充実させることにより、今以上に「津別で暮らしたい」「津別は魅力にあふれている」と実感できるまちづくりを目指す計画であります。

行政に関する計画は、策定過程そのものが自治の具現化であり、特に、総合計画はその名のとおり各種会計の最上位に位置づけられるものであることから、その計画の進捗状況は役場内部の内部評価と町民等による外部評価を行った後、議会への報告を経てホームページや広報を通じて公表しているところです。

総合計画では、エコタウンとは環境だけに特化したものではなく、それも含めた六つの重点的な事業を展開し、くしくもSDGsの達成年でもある令和11年度を終期として、取り組みを進めているところです。その中での環境分野に関する主な取り組みとしては、木質バイオマス活用の促進と再生可能エネルギーの推進が計画されております。

令和4年度の取り組みとしましては、ウッドロスマルシェの実証事業、木質バイオマスセンターの建設、北見河川事務所と河川支障木の有効活用に向けた基本協定締結、家庭用の太陽光発電やペレットストーブの導入に対する支援、北方建築総合研究所との庁舎暖房に関する省エネ運転調査などを実施しておりまして、外部評価においてもこれらの事業を引き続き行うべきとの評価がされているところです。

ご質問の町民、団体、事業者それぞれの役割については、総合計画の中に「各主体の役割」として明記されており、計画に沿って行われているかどうかは、毎年内部評価はもとより外部評価が行われております。町としましては、再エネ勉強会や報告会での意見交換を実施し、広報での特集記事の掲載なども含め情報提供を行っているところであります。

次に、二つ目の関係ですけれども、津別町エコタウン構想の策定についてであります。本町では既に平成19年にバイオマスタウン構想、平成26年に環境基本計画、平成30年に第3期地球温暖化対策実行計画を策定して、エコタウンの取り組みを進めているところです。具体的には資源循環型の地域づくりを目指し、家畜糞尿・生ごみ・下水道汚泥などの堆肥化、未利用木質資源を活用した木質ペレット・チップを製造し

て公共施設への熱供給、家庭用ペレットストーブや太陽光発電の導入支援、小水力発電施設の設置による電力の確保と売電などを行っているところです。また、人口が減少する中、エネルギーの消費をさらに抑えるため、歩いて暮らせるコンパクトシティを目指し、「住生活基本計画」や「まちなか再生基本計画」を策定しまして実施しているところでもあります。

したがいまして、今後とも総合計画とそれにつながる個別計画に基づき、一つ一つ実践し、「エコタウンつべつ」の充実を図っていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 続きまして、小中学校における「エコタウンの教育」の現状について、私から答弁させていただきます。

津別町の小中学校においては、総合計画の「エコタウン」の趣旨である自然環境と経済面の両方を意識しながら、さまざまな学習活動を展開しております。

まず、小学校についてですが、1年生と2年生は生活の時間、3年生から6年生は総合的な学習の時間と社会科の授業の中で取り組んでおりますが、1年生では、ノンノの森自然探究活動、2年生では農業体験、商店の見学等、3年生では総合的な学習の時間において農業体験、木育授業、社会科で町内企業、工場等の見学を行っております。4年生では、総合的な学習の時間で津別の自然と観光、農業関係では酪農について学び、社会科でゴミ処分場や堆肥センター、水源地や下水道管理センター等を見学しております。5年生では、総合的な学習の時間でオホーツクの自然についてと木育授業、6年生では北海道の自然について学んでおります。

中学校においては、総合的な学習の時間の中で取り組んでおりますが、1年生では津別峠の雲海やノンノの森での体験学習、ペレット工場や丸玉木材のコージェネレーションシステムの見学、2年生では農業体験から食育までの学習、3年生では町内企業での職場体験を主な取り組みとしております。

今後も各団体や企業の皆さまにご協力をいただきながら、環境学習や体験の場を拡充してまいります。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）　〔登壇〕　今、町長のほうからご答弁いただきましたことにつきましては、私も承知しているところでございます。

私が質問の中で申し上げたとおり、2030年、2050年というものが国のほうで、これは世界的なレベルなんですけども、日本の国としてもある程度目標を掲げて、それに進むという政策をこれから議論して、おそらく具体化されるのではないかと思います。

それで今、津別町のそれぞれ個別の計画については私も承知して、進めているというのは報告含めていただいたところでございます。ただ、町長は町政方針の中で到達できるように着実に取り組みを進めたいというふうに述べております。個別計画ではそれぞれ進行形で進んでおりますけども、こういう背景の中で、町は一層このことについて積極的に取り組んでエコタウンの津別としての目標をやはり掲げるべきではないかなというふうに思います。

それで、町のホームページの省エネルギーのところでもエコタウンという部分がございますが、この一説によりますと、エコタウンは地域の皆さん一人一人が主役となって環境にやさしいまちづくりを行うということで、町のほうのホームページには出ているところであります。いわゆるこのエコタウンを実現するには、地域の皆さん一人一人が主役というふうに考えておりますので、この総合計画を含めた個別計画はわかりますけども、この個別計画だけでは町民の方はなかなか理解するのは難しいかなというふうに思います。そういうことをかんがみて、総合的に総括的にひとまとめでした津別町のエコタウン構想をつくるべきではないかというのが私の質問の主旨でございます。

あわせて世界の国がCOP28で先日までやられておりましたけども、日本としてもこの2030年、2050年のカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略に沿ったおそろく政策がそれぞれ自治体にも降りてくるだろうというふうに思われます。そういうことを踏まえて、今までの個別計画と別にそれを元にした津別町の新エネルギービジョンと先ほど申し上げたエコタウン構想策定をすべきでないかと思います。再度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　世界的にも今、地球の温暖化を1.5度止めようということで、

昨日ドバイでのC O P 28 が終了いたしまして、そこで化石燃料からの脱却という言葉がはっきり出てまいりました。これは日本でも京都議定書もありましたし、それ以降、世界的にもさまざまな取り組みがされています。それに連動する形で、町もご承知のとおり計画をもって進めてきております。それが津別町地球温暖化対策実行計画というものでありまして、これはホームページにもアップしてありまして、その期間内のトータル、それから毎年毎年どれくらいのC O₂が削減されていったかというのを数値化されたものが、そして目標に対してどうなっているのかということは町民の皆さんに公表しているところです。それでいきますと津別のほうでは、この計画というのは平成 20 年に立てております。その時に 5 年間で平成 18 年をベースにして、そこからC O₂を 6 %削減しようということで計画を立てたのが第 1 期であります。計画の最終年では 6 %の目標に対して 24.9%の削減をしております。それから第 2 期は、これは平成 25 年をベースにして、平成 29 年度をその期間中に平成 18 年度を同じく基準年として、第 2 期の部分でいきますと 18%削減目標を立てまして、これに対して 2 期が終了した時点では 40.6%の削減を達成しているところでもあります。これはやはりペレットボイラーの導入だとかそういったことが化石燃料からの脱却、まさしくそういう形で、これは大きく貢献しているということがはっきりしているところです。また照明だとか O A 機器だとか、暖房だとか公用車だとか、さまざまな部分も燃料の抑制を行ってきているところです。今、第 3 期なんですけれども、この部分につきましては第 3 期は平成 25 年を基準年として平成 30 年から平成 42 年までの 13 年間を目標として、今まさしく進めているところでもありますけれども、ここの目標は、この 13 年間で 26%削減しようという目標を立てているところでもありますけれども、既に令和 3 年の段階では 24.69%の削減がされているという状況ですので、これはもう 4 年、5 年、今年の中で目標は十分クリアしていて、さらに削減がされていくという形になっているかと思えます。これは環境省のホームページにも津別町の分を見れば、もちろん私どものところのホームページでも見られますし、環境省のところでも出ております。津別町の目標年をいつにして、期間はいつで、どれぐらいを目標としていて、今どういう状況になっているのかというのも環境省でアップされておりますので、町民の皆さまにもぜひそういう情報もホームページの中にも満載しておりますので、見ていただければ、

そうか、そういうふうになっているのかということがわかっていただけるかなというふうに思います。何をどう削減してきたのかというのも詳しく載せておりますので、今後ともそういう形で今ある、実行計画をもっておりますので、それに基づいて進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] 脱炭素について町長が今述べられた実績についてはわかりました。津別としては非常に進んでいるというふうに感じております。

そこで、私が趣旨として、この質問の内容ですけれども、脱炭素プラス再生可能エネルギーについて、電力ですけれども、今は脱炭素で熱源となる化石燃料は、町長に今実績についていただいたのですけれども、これから今、国が発電量を2030年には36%からということで、2050年には50%から60%という議論をされておりますけれども、こういうことを考えると、熱源についてはカーボンニュートラルである程度これから進めていくのはおそらく町としての山林含めた森林の町としては当然これからやっていかなきゃならない、ただ発電量についてどうするのかと、それで今、津別町内にも家庭の太陽光発電については町の助成含めて各家庭である程度整備されて、60件ぐらいいつているかなと思うのですけれども、ただ町内に多く見られる産業用の太陽光発電について、これから町も力を入れていくべきでないかなというふうに考えられますので、そのあたりを町民含めて、これから熱源のこともそうですし、一人一人が省エネについて認識を深くして、それぞれ個々の家庭含めて、産業を含めて取り組んでいくことがエコタウンのまちづくりではないかなと思います。

そういう思いをわかりやすい個別計画はわかるんですけども、町民が一目で見てこういうものだと、そういうものをつくってはどうかということでございますので、それあたりを考えて、今後、町として取り組んでいただきたいなと思います。

それで今、津別のメガソーラー、いわゆる産業用発電というのはどれぐらい件数があって、容量としてどれぐらいの容量が設置されているのかお伺いしたいと。

それからもう一つ、津別は化石燃料を使用している公用車がほとんどですけれども、これから電気自動車、いわゆる次世代の電気自動車の導入を推進する考えがあるかどうかあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 私のほうから町内の太陽光発電施設についてご回答申し上げます。

まず町内に太陽光発電設備につきましましては合計で 102 件ございます。このうち先ほどおっしゃられましたいわゆるメガ発電、1,000 キロワットを超えるものにつきましましては2カ所で、これにつきましましては出力を合わせますと 2,890 キロワットとなります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 電気自動車の関係ですけれども、来年度、今、予算の主要事業の中で、具体的にはこれから予算編成に入っていくわけなんですけれども、町内2カ所ほど充電器、これは設置を検討したいなというふうに思っていますけれども、2カ所やるかどうかは別にして、そういう何て言いますか対応する会社のほうからもセールスにさまざま来ていまして、特に道の駅、ここにやはり最低でも1基は設置をしていきたいなというふうに思っているところです。

町のほうの車については、ハイブリッドだとか、それからできるだけ燃費のかからないものということで今使用しておりますので、それがまだ使える部分についてはそのまま使っていこうと考えていますし、それから、かつてのように全て大きなものといったらあれですけれども、軽自動車化も進めているところです。できるだけ燃費のいいものをということで買ってやってきておりますので、今後について電気自動車も当然頭に入っておりますし、近隣の町村でも1台、2台ということでテストケースという形も含めて入れているのは承知しておりますので、時期が来ましたら町のほうでも電気自動車の導入を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 津別のメガソーラーについて2件ということでご回答いただいています。ご存知のとおり、この太陽光発電の施設は原野だとか雑種地だとか、そういう所を選んでおそらく設置されているかと思います。この用地についても津別町内では限られているかと思います。条件がいろいろあろうかと思います。

私は6月の一般質問で町有遊休地についてお伺いしたところです。それによります

と、町も使われていない遊休地がこれだけあるということで回答いただいておりますが、町としてもこのソーラーの発電のために町有地を解放することを考えてはどうかと、そういうことを今後検討してはいかなものかと思います。なぜかという、おそらくこれから遊休地もどんどん増えてくるかと思います。なかなかこの用途については難しいものがありますので太陽光発電が国でこういうふうを示して推進するということであれば、それなりの事業者も増えて町にソーラーの設置をこれから推進可能ではないかと思いますので、それあたりについての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 太陽光の発電施設については、これは議員もご承知のとおり賛否両論あります。議員は設置したらどうかということでもありますけれども、景観上の問題を含めてどうなんだろうということと考えておられる議員さんもおられることも承知しておりますし、また、まちづくり懇談会等々でも草がぼうぼう伸びて非常にあれはやはり撤去させるべきではないかという、そういうお話も時々出てまいります。そういったことも含めて考えていきたいなというふうに、一切だめということではなくて、そういう意見も組み入れながらすべきかどうかというところも考えていきたいというふうに思いますし、冒頭に申し上げました、昨日終わったCOP28でも再生可能エネルギーを2030年までに3倍にするということも決議されたようでありますので、津別町の場合は、これまで木質でずっと続けています、町の特性としてそういうふうな形をとっておりますけれども、太陽光、あるいは水力、風力さまざまありますので、トータルでそのほかの取り組みをやるとすれば、この町として何が適していて、どれが合意を得られるのかということを考えながら決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 よく検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど教育長から学校のほうのエコタウン教育についての現状についてご回答をいただきました。私も初めて津別の小中学校含めて取り組んでいるなというふう

に感じたところです。

そこで、小学1年から取り組んでいるということでご回答をいただいたんですけども、このエコタウンの関連についての総合学習含めたこの体験、いろんな形でやられていると思いますけれども、この子どもたちの反応というのか、どういう形で評価されているかわかりませんが、子どもたちに感想を書かせているのか、若しくはこれについて議論をされているのかどうか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 現状としては先ほどお話ししたとおりですけども、長年継続している中でいろいろな内容が増えたり検討しているんですけど、今、具体的に子どもに感想をとったりとかそういうことはいいんですけども、いろいろ先生の結果の感想でありますとか、今、教育専門員がCSのコーディネーターとして関わりながらもやっていますので、その中でまたその結果の報告も教育委員会にもありまして、そういったものも含めまして今後につなげていくという内容でありますけれども、基本的には先ほど説明した町としてやっている部分もあるんですけど、学習指導要領の中にも各科目に全てにわたって環境の部分がありますし、また来年からは小学校の教科書も新しくかわるといって、この世界的な情勢や日本の情勢の中でそういった環境の部分も含めて大きく取り上げられているといふことで、そういったことも含めてまた先ほど説明させていただきました内容も今後も少しずつかえながら考えていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 このエコタウンのまちづくりについて、一つご検討いただきたいというふうに思います。

それでは次の質問のほうに移りたいと思います。

二つ目につきまして、津別町森林整備計画についてでございます。毎年、町民植樹祭として子どもから大人まで多くの町民がふるさとの森に植樹をしているところでございます。森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源涵養など広く恩恵を与えるものであります。適切な森林の整備は不可欠でございます。

そこで次の点についてお伺いしたいと思います。森林管理法の中に、森林経営管理制度というものがございますが、これは意向調査をするものでございますが、津別町の調査結果についてどうかと。

それから二つ目については、津別町の林業従事者の実態はどうなっているのか。

三つ目として、森林整備計画と森林環境譲与税の使い道なども含めて、将来あるべき森林の形、いわゆる森林整備計画の概要版的なものを津別町としてつくるべきではないかと、その三つについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、津別町森林整備計画についてお答え申し上げます。

はじめに、森林経営管理制度に基づく本町の調査結果についてであります。まず調査内容ですが、町内の森林経営計画に未加入かつ除間伐を人工林で10年間実施していない森林の所有者を対象にいたしましてアンケートの送付により森林管理の意向を調査するものであります。

令和元年から令和4年までの合計で、対象は延べ94名、対象森林面積は延べ320.25ヘクタールとなります。このうち54名、180.04ヘクタール分から回答を得ているところであります。

さらに、この回答のあった森林所有者のうち、森林現況調査を希望する40名、130.90ヘクタール分に対して調査を実施したところ、調査後において、森林経営計画の加入、間伐等事業の実施、土地の売買による流動化等、森林整備の推進が図られた森林は18名分、80.12ヘクタールとなっております。

次に、津別町の林業従事者の実態についてであります。令和2年の国勢調査において、津別町で林業に従事している方は全体で69人、うち町内在住者は37人となっております。

次に、森林整備計画の概要版的なものの作成についてであります。現在、本町には、地域の目指すべき森林資源の姿、森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方法、その他必要な事項及び森林施業の合理化に関する基本方針を森林整備の基本方針として定めた「津別町森林整備計画」があります。

また、森林環境譲与税の活用に向け、森林整備の推進、人材育成・担い手の確保、

木材利用の促進、普及啓発の方針を基本方針と定めまして、主に津別町と私有林の森林整備を推進するとともに、林業従事者の林業就業状況の改善、安全対策の向上など、林業従事者の安定確保に向けた取り組みを推進しているところです。

現在、これら公表している計画と基本方針に基づき、地域の森林環境の保全と持続可能な森林経営を推進しているところでありまして、特に概要版の作成については考えておりません。ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] この最初の質問でございますけれども、森林経営管理制度、これにつきましてはご承知かと思えますが、この制度は手入れの行き届いていない森林について市町村が森林所有者から経営管理の委託、いわゆる経営管理権の設定を受けて林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度であるというふうにうたわれております。

そこで、この意向調査を受けて、今、回答いただいた対象者、それから回答いただいた部分についていただいたわけですが、対象者94名中54名の方から回答を得たというふうに今お答えいただいたところです。この制度は、所有した管理含めた、おそらく管理困難、または遺産相続含めた手続きが終わっていない、それから所在不明の森林も津別にあるかと思えますけれども、それあたりの対策について、今度町が公的に管理するということになるのではないかなど、そういうことでございます。それで、そのことについて調査結果の先ほど私が申し上げた94名のうち54名しか回答を得ていないと、ということは残りの40名近くはどのような分野に入るのかわかりませんが、それあたりどういうふうに分析しているのか再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいまの質問についてお答え申し上げます。まず森林経営管理制度に対する町の考え方でございますが、議員おっしゃるとおり森林経営管理制度というものは、手入れのいき届いていない森林を市町村が森林所有者

から経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託することにより、林業経営に適さない森林を市町村が公的に管理するといった制度のものであります。

この場合、町は経営管理権集積計画というものを立てて所有者の意向調査とともに同意を得てそういった計画を立てるということになりますが、当町につきましては、現在のところこの経営管理権集積計画を立てる計画はございません。と申しますのも、これまで脈々と森林経営管理を皆さん、森林所有者の皆さまのご努力によって行われてきており、相対的に他の市町村に比べて当町の私有林については整備がいき届いております。今回、経営管理制度による調査という形でご説明申し上げましたが、こちらにつきましては、この集積管理計画を立てる必要がないかどうかというものをチェックするために調査を行っているものでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

その上で、これまで令和元年から4年にかけて94名の所有者に対して調査を行っているところですが、回答したとおりの54名の回答というふうになっております。恐縮ですが、ちょっと送ってもやはり返ってくる所有者というのは相当量いますので、そういったところの追跡調査がなかなか進まない部分というのがございます。あと、この回答につきましては94名を延べとさせていただいているのは、再度、何度も所有者の方、届いているのでおそらく手元には届いているはずなのですが、回答がない方も結構いらっしゃいます。そういったことについて、ただ私としては、その94名に対する54名というのは、正直おそらくこれまで森林の管理をしていないという方は、何がしかの気持ちで森林に対してあまり興味を持っていない方、相続してみただけでも自分の山がどこにあるのかもわからないし、そんなものには興味がないという方が大多数であって、それに対して54名の方から回答をいただいたというのは、必ずしも少ない数字ではないというふうに考えております。

これにつきましても、この54名の方が回答にありましたとおりの18名の方が森林経営計画に加入していただいたり、あるいは除間伐を実際にやっていただいたり、山を持っているのが難しいということで流動化ということで他の森林所有者に売却したという経験もございます。これは非常に成果としては大きいものというふうに判断して

おりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 この部分については難しい面もあろうと思いますがけれども、今後、先ほど私が申し上げた相続の関係とか、いろんな町から出て行って違う相続の方も放棄をするような形で、津別の森林が荒廃すると、津別としての町の森林管理計画含めて、このふるさとの山を守るという観点から損ないが出てくるのではないかと思いますので、そのあたり注視して進めていただきたいと思います。

次に、林業従事者のことについて回答いただいたところであります。ご存知のとおり、山で働く林業従事者については、高齢化と、それから人材がだんだん枯渇して、企業に聞いてみると非常に苦しいというふうに聞いているところでございます。これを今後、これから津別町の森林を守るために、おそらく林業の従事者についてはある程度町としても対応していかなければ大変な事態になるのではないかなというふうに思います。

そこで、この事業の担い手づくりをどうしたらいいかということで、全道を12に分けて、オホーツク地域、こっちでいえばオホーツク振興局ですが、オホーツク地域林業担い手確保協議会部会として取り組んでいると思われませんが、この取り組みの内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいまの担い手の対策についてお答え申し上げます。

ただいまのご発言中でありました、担い手の組織であります網走東部流域森林・林業活性化協議会の中に担い手対策としての部会を設けております。こちらについては、この組織は市町村と林業関係団体が一体となって流域の森林整備を推進するという組織なんですけれども、その中の担い手部会の中で、オホーツク管内に北森カレッジの学生さんが訪れた際に、その視察の支援をしたり、あるいは担い手対策としての取り組みを支援しているといった内容となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] この担い手確保については、全道的な問題でございますけれども、津別として過去に道立の北森専門学院の誘致を掲げてやってきたわけですけれども旭川のほうに行ったということで、津別とこの学院については関わりが深いのかなというふうに思います。

今後、町としてこの学院に、できれば高校生を含めた社会人もそうですけれども、学院にある程度送り込めるような支援づくりというのか、そういうものを考えていただきたいなと思います。

なぜかという、この専門学院は相当の授業料含めてかかるというふうに聞いております。ここにまっすぐ行くというのはなかなかハードルが高いのではないかなと思いますので、この後で3番目で申し上げますけれども、森林環境譲与税を活用した形で、この対策について人材確保、そういうものをできればやってほしいというふうに考えますが、もしこのことについて検討できるかどうかあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） お答えいたします。北森カレッジに対するこれまでの支援につきましては、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会という組織がございます。これは林業関係の企業や団体がつくったものでありまして、学生さんのインターンシップに対する支援として年11万円から13万円を希望する学生さんにお払いしているといった内容となっております。これにつきましては森林環境譲与税を財源として10万円、毎年町として賛助金として支払っているところです。

また、これまでの北森カレッジと当町との関係につきましては、ご発言のあったとおり当町は北森カレッジというか林業大学校を当町に誘致したいということでしたが、遠く旭川に行ってしまったということで、かなり距離が遠い所になってしまいました。北森カレッジのほうとしても全道的な広い所で実習をやりたいというふうに当初検討されていて、当町の町有林でも伐採による実習を行うという予定だったんですけれども、コロナの状況と、あとやはり遠いということで時間がかかる点と、あと学生さんに旅費がかかる点、あと体力的な面ということでそういったものが難しいということで、旭川近郊の山林で実習をやるということになって、そういった実践的な実習とい

うものが行えなくなりました。

ただ見学実習につきましては、これまで全道の各施設を学生さんが見に来ているところで、当町につきましてもクリーンラーチの採種園でしたり、加賀谷木材さんの工場などを学生さんが訪れているところです。また、当初の林業事業体1社が北森カレッジの開催する林業合同説明会に参加して、それによって2年生のインターンシップがありますが、そこで2年生を2名受け入れて、今年度1名の方がその企業に就職するといった経過がございます。

今後もやはり北森カレッジにつきましては、非常に有望な人材がいると思いますので、こういった活動を継続的に支援できるようなことができればいいかなというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] わかりました。一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の3番目のほうでございますけれども、町長は概要版をつくる考えはないというふうにいただきましたけれども、これ私がなぜつくるべきかという趣旨は、ご存知のとおり令和6年度から個人に課税されるということです。1人1,000円ということで決まっておりますけれども、これ町村で徴収して国のほうに納めるのですけれども、それが譲与税として町村にバックされると、そういう代物でございます。これまでは国の財源の中からこの譲与税を各市町村に割り当てられておりますけれども、今度は町民が一応課税対象の方、1人1,000円徴収されるということから、今までと違った町民感覚が出てくるのではないかなというふうに思います。また、なぜ取られるのかと、使い道はどうなのかと、そういうことは町として当然町民に理解を求めなければならないというふうに思います。使い道は法でうたわれておりますけれども、この津別町に森林管理計画というのはありますけれども、今度、個人に1,000円が課税されるということになると、法によると毎年この使い道について何をやったか報告をしなければならないということになっております。ということは、計画的に使い道について町として掲げて、前年これに使ったと、そういうことを町民に知らせることが役目と

して表れてくるわけです。これまでの譲与税と違って、この譲与税の算定がちょっとかわってくるというふうに調べたところ出ております。先ほど言った林業従事者の数とか、森林の関係とか人口とかいろいろあるんですけども、町民がこれからおそらく町としても説明はすることとなるんですけども、やはりこの概要版的なものをつくって町民が理解しやすいものをつくって、これからの津別町の森林をどうすべきかということを情報を共有して、その納税のことについて理解を求めるということが必要ではないかなと思いますので、できればそんなに難しいものをつくれというわけではございませんので、津別としての森林の町、愛林の町、それから先ほど言ったエコタウンもごさいますけれども、やはり町民が冊子2、3ページを見たら大体わかるなど、そしてこういうことを住民もしなければならぬと、そういうものをぜひつくっていただきたいという趣旨でございまして、要検討をお願いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 森林環境譲与税ですけれども、今、議員に言われましたとおり、いよいよ来年の令和6年度から国民の皆さんから1,000円をいただくということになります。これで令和5年をもって復興税の1,000円が終了いたしますので、その金額は今度はそれを財源としてちょうど同じ金額を森林環境譲与税の財源として皆さんから1,000円をいただくという形になってまいります。それまでその環境税はまだスタートしていなかったんですけども、地球の温暖化がどんどん進んでいくという関係もあって、できるだけ早く森林整備だとかそういったものに手をつけてほしいということで、国のほうで先に譲与税の制度をつくって令和元年からスタートさせて今日に至っているわけですけれども、来年からはその財源として、みなさんからいただく環境税が充てられていくということになります。そのことがちゃんと使われているのか、どういうものに使われているのかということは明記してくださいということで、これは町民はもちろんですけれども、国民に対してそういうことをやってほしいということで、それに則って津別町も令和元年からいただいている部分について、毎年何に、どういうふうなものに使っているのかということ結構わかりやすくホームページに載せています。ですから、それを見ていただければ、こういうことに使っているのかということでご理解は十分していただければと思いますし、その使い方の方針につ

いても載せていますので、見られている方は見られているのかなというふうに思います。ですから、それを公表は今後も続いていくという形になります。ただ、あとは津別でいけば今年も3,000万円ぐらいでしたかそれぐらいで推移していくんだらうというふうに思いますけれども、ある町村ではやはり基金にしっかり積んで、一定の金額ができるまで使わないというところもお話の中で聞いています。それは、それを使って給食センターをつくりたいんだということで考えられている町村もいるというふうに聞いておりますけれども、それも一定の考え方だというふうに思いますけれども、できるだけ基金には積まずにその年度内でその金額は使ってほしいというそういう流れにもありますので、町としては可能な限りその部分については、今まで積み立てていた分もありますけれども、可能な限り使うような形で今進めているところであります。

今、全国でもそうなんですけれども、北海道町村会やオホーツク町村会ももちろんですけれども、来年のスタートに向けて、そのいただいた税金の配分方法、これをやっぱり考えてほしいということで要望を出しています。人口というところがやはり、人口割が一番引かかると、町村としては。ですから人口の多いところに多くいくような形になっておりますので、それを人口の比率を少なくできないのかというようなことが要望としては出されています。

3割が人口割合のほうに配分されていくということになりますので、それは結構な大きな都市でいけば、そちらに必然的に大きくいってしまうという状況になります。ただ都市側から見れば、ふるさと納税や何かで随分税金の控除で税の収入が減ってきています。また森林環境譲与税も含めてそれも人口を少なくして小さなところに回していくのかという、都市は都市なりのものの考え方というか見方というものもありますので、その辺がやっぱり国のほうでも調整作業が進められているんじゃないのかなというふうに思いますけれども、何らかの形では配分方法が三つありますけれども、かわってくるのではないかという情報も流れてきておりますけれども、それはそうなったときには、それに基づいてまた対応してまいりたいと思いますけれども、現時点においては町がもっている方針、森林環境譲与税をどのように使うかということも、その部分に基づいて進めてまいりたいと思います。

あと契機として来年の令和6年から国民のみなさんからいただくということになりますので、何か広報でもわかるような形でちょっと特集を組んでみるだとか、今度こういう形になって、こんなふうになっていきますと。これまで町としては、このような形でそのお金を使っていますというふうにできればなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につき伺いいたします。

ふるさと納税制度ですが、今年15年を迎えたことで、北海道新聞は特集記事を連載しました。ふるさと納税は、地方出身者が進学や就職を機に都会に移り住んだ後も「税制を通じてふるさとへの貢献をする」ことを目的として始まった制度です。その寄附額は2021年度に8,300億円に達し、制度が開始された2008年度の100倍に達したそうです。この間2019年には過熱する返礼品に対し、総務省は返戻品は寄附額の3割以下の地場産品に限るという規制を設けました。

ふるさと納税は町の大切な財源になることから、町政方針でも「まちづくり会社とともに新たな返礼品を企画し、さらなる寄附額の増額を目指します」とありました。

そこで、次の点について伺います。

まず、スタート時点から直近3、4年、令和3年度、令和4年度の寄附額の推移についてでございます。

二つ目は、返礼品の総数及び人気の順位、人気商品というか返礼品の順位です。

3番目が、寄附金の活用、町は5項目ぐらいを出されていたかと思えますけれども、寄附金の活用項目について。

四つ目は、今後、モノから事業へという動きもあり、ある町ではガバメントクラウドファンディングとか、クラウドファンディング型とかというふうにも言われていますが、返礼品ではなく事業によって集める方法等もあるように見受けられますけれども、そのこのところの考え方等についてもお答えを願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、ご質問のふるさと納税についてお答え申し上げます。

はじめに、寄附額の推移でありますけれども、開始年度である平成20年度は13件、88万円、令和元年度は2,253件、6,002万8,109円、令和3年度は3,051件、6,701万1,000円、令和4年度は4,852件、8,553万9,000円となっております。

なお、今年度は順調に寄附額が伸びており、10月末時点で前年同期を1,300万円ほど上回る4,245万円となっております。

次に、返礼品の総数と人気順位についてですが、開始年度は3品でしたが、令和3年度は113品、令和4年度は128品と徐々に数を増やし、今年度は170品となっており、さらに追加する予定です。

人気順位については、令和3年度は1位が特裁玉ネギ20キログラムで965件、2位が山内農園のアスパラ1.2キログラムで521件、3位がヤナセ農産の越冬野菜セット10キログラムで219件となっております。令和4年度も1位が特裁玉ネギ20キログラムで1,916件、2位が山内農園のアスパラ1.2キログラムで748件、3位は流氷牛すき焼き肉750グラムで307件となっております。

なお、今年度12月7日現在では、1位が特裁玉ネギ20キログラムで1,802件、2位が流氷級すき焼肉750グラムで197件、3位はパン工房るぱのお得アウトレットパンセットの188件となっております。

次に、寄附金の活用項目と内容についてですが、5項目があります。

一つ目が、観光振興に関する事業。

二つ目が、未来を担う子どもの教育・健全育成に関する事業。

三つ目が、福祉及び医療に関する事業。

四つ目が、ふるさとの自然環境の保全に関する事業。

五つ目が、その他まちづくりに資する事業として、幅広い分野に活用できるようにしています。

具体的な用途の例を幾つか紹介いたしますと、タウンニュースつべつの制作費、人づくり・まちづくり活動支援事業、大学生との連携によるまちづくり事業、こども園園児の給食費、植樹・植林事業などに活用しているところであります。

次に、今後のクラウドファンディング型の取り組みについてですが、この制度は、過去に一度、相生鉄道公園の列車再塗装プロジェクトとして実施した経過があります。これは、町内の鉄道愛好家の方から列車の塗装の劣化が著しく、再塗装したいとの話がありまして、町といたしましても現状を理解し、財政的支援のための手法として実施したものであります。

このプロジェクトでは、目標額を 400 万円と設定し、全国から 74 件、130 万 6,000 円の寄附が寄せられました。

このように、町民や団体の自主的な活動で、かつ町の施策推進やまちづくりに貢献する活動に対して、さまざまな支援策を用意し実施しておりますが、クラウドファンディング型ふるさと納税も財源確保の手法の一つとして認識しており、今後も活用を検討してまいる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま答弁がございました中で、今年は 15 年の節目といわれるのかどうかわかりませんが、1 週間ぐらいにわたりまして、ふるさと納税のことが道新に掲載されました。この制度をそのまま継続していくのかどうかも含めて、いろんなことがこの 15 年の中であって、学者がいろんなコメントをしたり、当時発案された菅元首相のコメント等も書かれていました。私は実際にはどのぐらいの数字かなということ、まちづくり会社に委託するようになってからぐんと伸びているのかどうか、順調にきているのかどうか、時々には聞いているんですけども、細かな数字が記憶できていなかったもので、この増えるということは、先ほ

どの町長の品数が増えることによって寄附が増えるというのはほかでも出ていたんですが、津別町でもやっぱり同じような経過になっているのかなというふうに思います。

そこで、サイトというんですか、それも5社から増やすことによってというのが出ていました。全部同じにはならないというふうに思いますけれども、管内で1番集めている紋別市ですか、紋別市はちょっとネットでも見て調べられなかったんですけども、30ぐらいのサイトに上げているようです。品数は多分、水産物が多いので、そんなに何百もないかというふうに思いますけれども、そんなようなことで、ここをちょっと今後かえるというか、町ほどの程度まちづくり会社と一緒に増やそうというふうに思われているのかどうか、その辺のところの考えがあったらまずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ポータルサイトですけども、現在6サイトで運営、あと町のといいますか、町の入り口となるようなサイトを運営しておりますが、サイトの料金といいますか使用量もまちまちなので、あまり高額なものは、やはり寄附額を考えると二の足を踏むところがありまして、現在のところ、まちづくり会社のほうからも我々としても、とりあえず今の段階では今のポータルサイトでやっていこうというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今まで私たちが常に目に届くような「さとふる」とかそんなようなところかなと思いますけれども、ずっと見ていくと、すごい大きなところだと、商品を全部1社で抱えていて、そこが全部発送までしてくれるというような便利なサイトもあるようなんですけれども、今、話したように、ふるさと納税や何かで津別町ではまちづくり会社には8,000万円を超えると、その超えた額に対してお支払いするものをあげていくというような話を以前聞いた、かわったならまたですけども、一応8,000万円で15%というふうに記憶していて、違えば直していただければというふうに思いますけれども、それに15%払って、サイトには先ほど参事からの話のように10%のところもあれば20%のところもあるということで、こんなふうに計算していくと実質、今、津別町では寄附の何割ぐらいをサイトというかほかにサ

イトプラスまちづくり会社で、きちっと何割とか何パーセントと出ていないかもしれないんですけども、およそどれぐらいのものがあるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） まず委託料の話で、まちづくり会社には寄附額に関係なく 15%というふうにしてございます。議員おっしゃるとおり、いろんなことを全てやってくれるサイトもあります。代表的なところでいえば「さとふる」さんというサイトが全て、いわゆるまちづくり会社がやっている部分も含めて全部やりますよというところもございます。ただ、やはり我々として大事にしているのは生産者といえますか事業者さんとフェイストゥフェイスでお話ができるという点でいけば、やはりまちづくり会社を活用するというの是一個の法則というふうに考えております。

実際の寄附金額に対しての町の入りというところではありますが、今年の 11 月から総務省が町、いわゆる返礼品経費を差し引いて 50%は収益になるようにというような考えが示されて、町もそれに合わせて一部返戻品の金額を上げたということもございませぬ。

ただ、総務省に報告しなくてもいい数字というのも実際はあるので、ちょっとすみません、正式な数字ではありませんが、感覚的なものになってしましますが 40%から 45%ぐらいが実際の町の身入りになるのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 寄附金がざっくりどれぐらいのものになって、それが町のほうで先ほどいった 5 事業に振り分けられるのか、あるいは寄附されている方が、特にこれにというふうな姿勢もあるかなというふうに思いますけれども、一応 50%ぐらいと。それと地場産品とかそういうことになっているので、ずっと出ていく上位にあるのが特裁玉ネギということで、これも多分幾らでもそこにどんどんどんどんというふうなことにはいかななくて、この範囲の中では何と言うのでしょうか、ふるさと納税に出せるもの、それから違うものとかいろんなことがあって簡単にはいかなないのかなというふうに思いますけれども、農産物で上位というか多額の寄附を受け入れているというのは案外少ないというか、いろいろあるので比べられない、全部がわ

かりませんけれども、こういうところで基幹産業のものが返礼品に出されてどんどんふえていくというのは町の宣伝というか、違う意味での町の宣伝になっていくのかなというふうに思っています。

よそのところを見ると、和牛、何とか牛というのがすごくいろんなサイトのトップのほうにあるようではありますけれども、津別はどうかなというふうに考えた時には、すき焼きの流氷牛というのが出てきているということなので、大体そういうことなのかとか、あるいは、ふるさと納税の返礼品の中でもコロナの期間中は何か返礼品のものが違ったという話も議会のどこかで聞いたような気がしたんですけども津別町ではずっと変わりなく上位というかにあげられているのかなというふうに思いますので、それは返品と、それと先ほど言われた顔の見える範囲で、やっぱり相当数出ているところなんかでは、賄いきれないようなことがあって、産地が偽装されていたとかそんな問題も出ているようにも思っていますが、そういう心配はなく、きちっと商品という返礼品の確認がされていて、出していくというようなことであれば、あと新しい例えば目標をまちづくり会社の株主総会等で聞いたのかどうかわかりませんが、大きな目標を1億円とかというふうにしていっている中では、あまり効果が出ないという言い方はおかしいですけども、現状の品数等も増えてきているということなんです。最大ざっくり考えて津別の地場産業をうまくやっていると、どれぐらいのものになるのか、ざっくり計算しているようであればちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 返礼品の数も順調に近年増やしていると、これはまちづくり会社の努力もあります。一例をあげますと、玉ネギとかじゃがいもはうちは20キログラム梱包だったんです。ところが、やっぱり消費者はもうちょっと小さい梱包の欲しいということで10キログラムというのを、あれはまちづくり会社がJAの許可を得てオリジナルの箱をつくって10キログラム梱包というのをつくっています。今後ちょっとすぐには難しいものはありますが、津別の産業はたくさんある中で、例えばまだ生かしきれていない例えばKニットさんとか、この間、丸玉さんともお話をしましたが、そういうところの商品も拡充するように動いてはいますが、なかなか

すぐにはという部分はあると思います。あと既存の事業者でも先ほどの玉ネギの梱包量とかをかえるとかそういうような形で返礼品の数、寄附が圧倒的にやっぱり1万円前後のものに多く集まりますので、そういうところを中心に拡充をしていきたい、ちょっとした工夫で拡充をしていきたいという形では進めていきたいと考えています。基本的には今170品で、今現在もかなり増やしてきていますので、来年の今ごろには200品を超えるぐらいのラインナップでやっていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 1番多いのが大体1万円ぐらいの返礼品ということで、それとやっぱり家族が核家族だからということではないんですけれども、1世帯あたりの世帯数というんですか、そういうのもあまり多くないので、私たちのというか、農業地帯だと20キログラムというのは普通というふうを感じるかもしれないのですが、そんなふうなことも工夫されているということなので、やっぱり結構ほかのところはいろんな事情があるかと思っておりますけれども、津別はまちづくり会社のほうに委託をして、そこが中心になっているということなんですけれども、任せっぱなしという言い方はおかしいのですが、金額をもっともっと入るようなことにならないように、やっぱり同じような努力で一緒になって考えてやれるというか、前は担当者がまちづくり会社に行って、ふるさと納税のほうを担当していたというふうにも聞いたんですけれども、やはり行政がどこでも中心になっているところが多いかなというふうにも思います。それは多分、いろんな情報が一番多く集まるというようなことがあるのかなというふうに思っていますので。直接ではないですが、やはり町の商社ということになりますので、町と同じようにまちづくり会社もやっぱりどんどんというか発展していくためには、収入源の大きなものになるかなと、15%というふうな約束と話を聞きましたけれども、今、聞いている範囲では品数も増えそうだし、まだまだ伸びしろがたくさんあるように聞こえたので、お互いのために町にもいいし会社にもいいというような関係が今後も続いていくような方策を練っていただきたいと思いますというふうに思います。

最後のここの項目の四つ目ですが、これも特集のところに出ていて、返礼品で競争していても仕方がないんじゃないかとか、あるいは和泉市ですか、そのところ

の品物にプラスアルファ何とか券とかもつけながらしていた、その結果で大体地場産のものでというふうな規制がされたように記事には書かれていました。そのところで記事ですけど、返礼品を用意しなくていい、このクラウドファンディング型、これがいいというふうにそっちのほうに移行しているみたいな、移行しても簡単にはいかないんですけど、そういう中で何億円か集めているというような記事も出ていました。それが例えばこんなふうにも書かれていました。地方を離れてというか、田舎を離れて都会に行った、行ったのはその出て行った世代で、地元には親がいたりするので、その介護というのか何か介護をしてくれということじゃなくて、どんな生活をしているのか時々、津別では違うことで見守りをしているので、それは外向けのサービスの対象になるかどうかはわかりませんが、そういうふうにして安心を買うふるさと納税みたいなものもクラウドファンディング型の中の事例の一つとしてありました。そんなふうになんていうかまるまる使えるというところちょっと語弊があるかなっていうふうに思いますけども、返さなくていい、全部そのものを事業に投資をしたいというようなことで、先ほど津別町でも以前にあったという事例の一つがありました。あと、その中の記事で気づいたのは、新しく起業をする人のための支援というのも、なかなか既存の財政の状態では出せないけど、そういうことを目的にして集めるようなクラウドファンディング型というのもありましたので、何か現状でこういうことができるかなというようにおありでしたらお答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） いわゆる議員がおっしゃったように事業に投資をしていただくという考え方は、まさしくクラウドファンディング型のふるさと納税ですけども、過去に相生の列車のプロジェクトがございました。それ以降はないのですけども、議員、総務文教常任委員会の道内視察の時に中札内村に行った時に、私こういう使い方もあるなと非常に勉強になったんですけども、いわゆる町内で事業を起こしたい方が役場に行って事業の内容を説明して、役場がこれは町の発展に寄与するとなれば、それをクラウドファンディング納税で集めるというプロジェクトをやっているという話を聞いて、これはなかなか素晴らしい取り組みだと思って、我々としてもぜひともそういういいことについては真似をしていきたいというふうに考えておりま

す。

いわゆる町内で例えばカフェをつくりたいとか、温泉施設をつくりたいとかそういう人が町の発展に寄与するとなれば、それをふるさと納税で集めて、経費を差し引いた部分の金額をその方にあげるといような事業をやっておりましたので、先ほどの相生のプロジェクトもそうなんですけども、そうやってやりたいという方に対してもう少し今は個別に役場に相談するしかないのですが、もう少し相談しやすいフォーマットといいますか、そういうのもつくりながら事業に対する投資というのを集めていきたいということも考えていますし、また同じように事業に投資したいという意味では企業版のふるさと納税も活用できるかなというふうに考えております。いわゆるエコタウンの話もございしますが、そういうことを推進している起業のいわゆる社会貢献といいますか、そういうところに訴えるようなことをPRしながら、そういうことも集めることも今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ふるさと納税に関しては、特集記事の中で気づいたことと、町の取り組み、現状はどんなふうになっているのかというようなことと、これからまだまだ伸びるであろう伸びしろがあるというようなこともお聞きして、ただ、それがすぐ数字にあらわれるかどうかというのはなかなか難しいかなというふうに思いますけれども、ふるさと納税ということでどんどん発信されることは、もう一方ではやっぱり津別町を知ってもらおうということにもなるんだらうというふうに思いますので、さらにいろんな方面から町を盛り上げるという意味でも、そこに力を注いでいただきたいなというふうに思います。

何かありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 一般的なふるさと納税だとか、企業版のふるさと納税だとかさまざまありますけれども、基本的にはやはり周りのところ、たくさん何ていうのですか納税額を寄附額が多いところというのを見ていると、そもそもが供給体制というのがしっかりしているというか、きちんとそれに対応する会社だとか、仕組みがきちんと出来上がっているというところは、かなり高額の寄附が集まっているというの

が実情だというふうに思います。津別の場合は、やはり例えば農産物にしてもJAさんの協力を得て、本来でいけば、その農協のルートの中でずっと行くものを少し面倒なんですけれども分けていただいて、それを小口で、こちらのほうでまちづくり会社を通じていろいろ手はずをしながら送っていつているということでもありますので、品物がなくなれば終わってしまうというそういう形もあります。ですから供給体制をもう少しちゃんとできるかできないか、もう少し分けていただけるかどうか、そういう話し合いも必要だというふうに思いますし、それから先の答弁の中でも12月7日現在で1番はずっとかわっていませんけれども、2番に流氷牛のすき焼き肉が登場してきました。これは6月でしたか、産業振興課長と一緒に東京のほうに行きまして、そして肉を扱っている、東京の市場にそもそも行きますので、そこからまた津別側として買い戻して、そしてふるさと納税として使っているということで、やっぱり行き来の費用も結構かかっていましたけれども、その対応をしているところから直接発送することはできないでしょうかということ、検討しやりましょうということになりました。私が行く前にうちの職員と農協の担当の職員と先に行って道筋をつけてきたのですが、その後、お礼かねがね行ってきたわけですが、その成果がこの2番目に急に上がってきたというのは出てきたかなというふうにも思っているところです。大体すき焼き肉とかというのは、12月のクリスマスだとか年越しの時に多く使われますので、これから伸びてくるものになってくるかなというふうにも思っているところです。

それから企業版ふるさと納税も、だんだん増えてきています。令和4年度では300万円ちょっとで、あと今年は今160万円ぐらいというふうに聞いておりますけれども、ほとんどが子どものために使ってほしいという内容になっています。これは企業版ふるさと納税は、まちづくり会社の15%は対象外ですので、そちらのほうにはいきませんが、そういうところも拡大していくべきかなというふうにも思いますし、たまたま11月に毎年全国の町村長の大会がNHKホールで行われるんですけども、今年行った時に、今年、統一地方選挙の年だったものですから、オホーツク管内でもかなり首長さんが代わられたりもしています。それで4年に一度、その年に東京に行ったその足で視察をしてこようということで、今年その4年に一度の部分にあたって、その中の一つに岐阜県の高山市、それはふるさと納税のお話を聞きに行ったんですけど

れども、ここは市長さんが元県庁の職員なんですけれども、非常によく動く方で、このふるさと納税を関係人口という位置づけをして、ふるさと納税をしてくれた方に祭りの手伝いをしてもらうだとか、いろんな取り組みを提案して、それに面白がって来るといいますかね、興味を持って来られる方という方も、いろんなメニューを用意しておりまして、そういう広がり方というんですが、広げ方をやって、そこからまた定住につながっていくというのもお話も聞かしまして、何よりも企業版ふるさと納税については、首長がとにかくセールスマンになって動かないと増えてこないですと、黙っていてもなかなか企業のほうから寄附がくるという状況にはないので、できるだけやはりどここの町とこの会社と何か関係がないかというのをよく調べて、そして動いていくと、そうすると犬も歩けばと言われましたけれども、そういうことにもなっていくのかなというふうにも思いますので、それも心して聞いてきましたので進めていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、最後に町長、ふるさと納税等の高山市というところのお話をお聞きしました。管内に桁違いに集めるところもあつたりさまざまですけども、そこでできる努力がされているんだなというふうに思って、まだまだ知らないことがたくさんということは、いろんな形に発展していける要素が多分に津別町にはあるんだなというふうに感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次、津別町の国民健康保険事業計画というのがありまして、その中で実施計画等もあつて細かく全部読んでいるわけではないんですけども、この計画が平成30年から令和5年、今そうかわっていますけれども、今年度までみたいなデータヘルス計画というのがあるようですが、この期間の令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、十分な事業計画がなされなかったんじゃないかなという懸念をもっていますが、一方では、全国的には健康意識が非常に高まっているというふうにもいわれております。

そこで次の点についてお聞きしたいと思いますが、国民健康保険の加入状況、これ

は委員会等でも会社に移る人がいて減ってきた時期があったようにも聞いていましたので、現在どのような状況になっているのか。

それから2番目としては、毎年行われている各種健診率等についてお聞きしたいと思います。

3番目はいろいろ予防等もされてきています。医療費の推移についてお尋ねしたいと思います。

以上です、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは国民健康保険事業についてお答え申し上げます。

はじめに、国民健康保険の加入状況についてですが、ここ4年間の各年度末において、令和2年度が734世帯、1,291人、令和3年度が703世帯、1,207人、令和4年度が649世帯、1,092人、令和5年度は11月末現在で609世帯、1,023人となっております。世帯数、被保険者数とも年々減少傾向になっているところです。

次に、各種健診率についてですが、お尋ねの件は成人保健のことと思われるので、そこに絞ってお答えいたします。各種の健康保険を総合した検診率は、胃がん検診が10.6%で肺がん検診15.5%、大腸がん検診14.9%、子宮がん検診21.6%乳がん検診23.9%となっております。これを国保被保険者に限りますと、胃がん検診は22.2%で、肺がん検診23.0%、大腸がん検診21.8%、子宮がん検診18.4%、乳がん検診が23.5%となっております。

また、特定健診の受診率は28.3%で、令和4年度の道内での順位については179市町村中144番目と低い健診率になっているところです。

次に、医療費の推移についてですが、議員のほうに先に平成30年度から令和4年度の5年間の資料をお渡ししておりますので、ここで朗読はいたしません。毎年保険給付費が減少している要因は、被保険者数の減少が主なものでありまして、令和2年度の大きな落ち込みは、コロナ禍による受診控えによるものであります。また、1件当たりと1人当たりの医療費は、それぞれ横ばいになってはいますが、これは大きな医療・疾病要因が顕著にみられなかったことによるものであると考えております。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 今、それぞれについて答弁をいただきました。健康保険の加入状況というのは、こんなふうな形で多分減っていくのかなというふうに思いますので、これをとどまるとか現状維持とかそういう問題ではないだろうというふうに思いますけれども、法人化されたり何かして結構な数が抜けたというような話を聞いたので、現状はどのような状況になっているのかというふうに思いお尋ねしました。

人口の減少率と同じぐらいの割合になるのかどうか、ちょっと計算してみなかったんですけども、そういうことかなというふうに思います。

次の健診率というようなことで今お聞きしました。国民健康保険に換算するとというと、こっちのほうが若干高いのかなというふうにこの数字では見えます。それが多分、町からいろんな検診のご案内と、目につくような形で個人あてにきたり、あるいは広報等にお知らせで入ったり、いろいろな結果がそうなのかなというふうに思っていると、北海道というか市町村の順位では179市町村中144番というようなところになっているということで、健診率を高めるというのは非常に簡単なようで難しく、個人がそう思わないとなかなか受けないというようなことで、受けない、受けなかった人をどういう動機づけで、まず一回行ってみるようにはさせるかというのは非常に難しいことじゃないかなというふうに思いますけれども、この結果を見て健診率を高めるために、何か現状で考えられていることがあったらお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいまのご質問ですけれども、まさに非常に難しい問題でもあり、即効性のあるものではないということで、国保係、あと健康推進係、連携しながらいろいろ頭を悩ませながら取り組んでくれているところですが、最近の取り組みを見ますと勧奨はがきというんでしょうか、はがきを送る際に、その方のAIを使ってというのでしょうか、特性に応じた案内を送って、心に少しでも届くようなそのような案内の仕方を3年ぐらい前からしているというようなところですが、それとともに、検診に来られた方を検診から離れないようにするというようなことも含めて、検診に来られたときに、次回の検診の予約もあわせてとってしまうというよ

うなこともしてもらっています。

それと何より、検診を受けない理由の中で、既に病院にかかっているから、病院でみてもらっているからいいんだという方も結構な数いらっしゃいまして、そういう方に個人的にアプローチするのも行っておりますけれども、逆に医療機関というのでしょうか、医療機関のほうに働きかけて検診を受けてくださいというようなそういうようなアプローチも進めてきています。

現状、取り組んでいるのはこのぐらいかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 実は私事で非常に恐縮なんですけれども、私も町の検診を国保の保険料に影響があるとか何とかと言われたときに、ずっと何年も町の検診を受けてきたんですが、ある時、脳ドックとかそういうようなところに行くと、同じような検診を受けるから勝手な判断でこれでいいのかなと、病院にかかっているからいいのかなというふうに思っただけで、病院で町の検診を受けていないので、同じような血液検査だけでなく、町の検診では心電図とか尿検査とかありましたと言ったらそれもしてくれましたよね、だからいいんだというふうに思っているときに、勸奨のはがきが町から来ました。みなし検診についてというような、それだけでできるだけ数字を上げる努力をしようというふうに当時思っただけで、ある時から町の検診は朝早かったり、たまたま用事があつたりして行けなくなって、行かないで病院に行った時に同じようなことをしてくださいというふうに頼んでいました。それでいいのかなというふうに思っているところにタイミングよくはがきをいただきましたので、この次、病院に行く時には、その手続きをしたいというふうに思っています。

せっかくそういう勸奨のはがきとかが来ても、その日忙しかったら見落としてしまう、それを常にわかるようにということは、そこまではお願いしないんですけども、やっぱりそういう数も多分何パーセントかいるんじゃないかなというふうなことで、健康は生きていく上で非常に大切なもので、気をつけなきゃいけないことであるというのを、何て言うか、折に触れて何かの機会に常にあなたの健康は町でも見守りしていますとか、そんなふうにするかどうかは別としてもそういうような感じで、身近

に発信、常にとということじゃないんですけど、そういうふうにすると私みたいにくっつきというか、そういう数が幾つか減るんじゃないかなというふうに漠然と感じ、たまたまこの1カ月もない前に来て、そのはがきは大事にとってあるんですけども、そういうこともあるので、同じような私みたいな人がほかにもたくさんとはいわないけどもいるんじゃないかというふうに思います。そうすると健診率というのも少し上がるのではないかというふうに素人ながら感じたので、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） 今のような方も中にはもちろんいらっしゃるかなということで、みなし検診のところもありましたし、医療機関で受けていただけるとそういうシステムをとっているところですので、幅広い検診機会を設けて、それを多くの皆さんにお伝えしていくということが必要なのかなというふうに思っています。

郵送でバツと送れば一番早いのですが、それだと心に届かないということもありますので、いろいろな場面で伝えていくということになりますが、やっぱりなかなかエネルギーもかかるものですので、そこに費やすエネルギーを確保するということも考えていかなきゃいけないところかなというふうに考えていますので、できるだけ担当も今頑張って取り組んでくれていますので、そういった方向で少しずつ進めていければなと考えています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） 〔登壇〕 重々やっぱり限られた人員で何から何までというか、細かなことを全部ということは非常に難しいかと思います。今、病院のほうにもということで、いろいろ受診率というんですか、上げる努力をされているというようなことをお聞きしましたので、まだ専門的に考えられることとか、私たちがふと気づくこととかいろいろあるのかなというふうに感じますので、この144番という数字が少しでも、数字にこだわるわけじゃないんですけども、やっぱり、最初3割ぐらいのところを低いかもしれないんですけども、はじめから大きな目標を掲げてということじゃなく、病院に行っている人、かかっている人も結構な人数、いろんな形で受診されている方もいらっしゃるかなというふうに思いますので、病院にお願いで

きる部分をお願いをしながら、受診率を高めていくというふうな取り組みも続けていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、全く細かなことなんですけれども、今まで受けていた検診というんでしょうか、心血管ドックと言うのか何と言うのかちょっとわかりませんが、去年とか今年度というのか、病院の関係でということだろうと思いますけれども、あれは割引をして受けられるような制度であったかなというふうに思いますけど、そういうのがなくなって非常に今年はどうしたんだろう、来年は受けられるんだろうかというような声を2、3お聞きしましたので、担当のところにも話はしましたが、その辺の見通しがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいまご指摘、ご質問いただいた心血管ドックの部分になろうかと思います。こちらに関しては、唯一この管内で対応できていた病院の担当医の方がおやめになられたということで、受ける場所が近隣になってしまったということで、制度がなくなったということじゃなくて、受けられなくなってしまったということで町民の方にもご迷惑をおかけしたんですけれども、幸にも担当医の方が今度開業医という形で開業して戻ってきてくださりまして、11月に開院されましたので、来年度からは、まだちょっと受診の仕方とか予約の仕方、そういったところはまだちょっと詰める必要がありますけれども、新年度から再開できる方向で進めていけるかなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 今の話でそれはわかりました。

医療費の推移について、どこでも結構少なくなってきたのはコロナ禍で受診控えがあるんじゃないかというのが一般的にいわれている、減少している主な原因であるというようなことなんですけど、津別町というか、ここでも大きな要因が見られなかったというようなことで、これは何ていうのですか、高額な医療というのか、高額医療は払うほうにはいろんな制度があるんですけれども、出すほうが減るということではないので、人口の少ないところで高額医療に関わるような疾病というか、そういう人が増えてくるとまた上がっていくのだろうというふうに思っています。それはどこにどん

なふうなって数字で資料としていただくこともあるんですけども、何よりもやはり、町民が先ほども言いましたけれども、健康で、この場で暮らしていくというのが大切なことかなというふうに思いますので、検診をしながらというか早期発見をして、たくさんの医療費がかからないで健康でというか、最後まで今住んでいる土地で生きられるような工夫をこれからもお願いしたいというふうに思います。

何かあればお答えをいただき、なければ終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。

検診をしっかり高めていくのが大事なことだと思います。先ほど、ふるさと納税の関係で岐阜の高山へ行ったお話しをしましたが、4年前は、この国保といいますか健診率の関係もあって高知県の梶原町に、これは隈研吾さんの作品等も見に行くということだったんですけども、そこで向こうの町長さんに健診率が80%近いものですから、どうしてこうなるんでしょうかと聞くと、それははっきりしていますと、町民の健康意識が高いからですということ、一言で終わっちゃったんですけど、いわれば確かにそのとおりなんです。健診率、津別は179町村道内にありますけれども144番目で、その前にちょっと130番になったときもあり、行ったり来たりしているんですけども、それじゃあ1番、2番とかそういうところはどこなんだというと、実はお隣の陸別町さんなんです。ここは70%を超えているんです。それと来週また会うんですけども、札幌で一緒に道の町村会の理事をされています剣淵町がこれも平成30年と令和元年はトップの70%を超えているんです。今度、来週剣淵の町長に何か特別なことをやっていますかということ、ちょっと聞いてみようと思うんですけども、同じように陸別のほうもすぐ車で三十何キロ行けば行ける所ですので、担当を含めて取り組みで何か参考になることがあればお聞かせ願いながら進めていく方法もとっていききたいなというふうに思います。

健診率全体でいけばそういう形ですけども、うちの役場の職員でいけば3年連続100%を達成していますので、これもずっと100%達成を続けていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 5分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、質問事項に沿いまして一般質問させていただきます。

一つ目、メール配信システム「ささえねっとつべつ」についてであります。

近年、携帯電話やパソコンの普及により、いろいろな情報が簡単に入手できる状況になっている。広報つべつの11月、12月号の裏面に、メール配信システム「ささえねっとつべつ」への登録をお願いしますとQRコード等が載っていました。そのことについて、町民の方からどうしたら登録できるのか問い合わせが多数ありました。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、ささえねっとの目的は何か。

二つ目、登録者の実体としての件数、年齢層はどうか。

三つ目、登録目標の人数は。

四つ目、情報をお知らせするほかの方法はないのか。

五つ目、庁舎内に登録対応する相談窓口の周知または設置はできないのか。

以上について、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、メール配信システム「ささえねっとつべつ」についてお答え申し上げます。

はじめに、「ささえねっと」の目的についてですが、当初この制度は、高齢者などが徘徊して行方不明になった場合、迅速な救助や発見につなげていく手段として「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」の一環として、平成24年度より始まりました。現在は、行方不明者情報のほか、防災情報、イベント情報、ヒグマ情報など、分野別

の情報発信も行っており、スマートフォンの普及向上とあわせた、素早く町民に情報を届ける手段の一つとして活用しているところであります。

次に、登録者件数と年齢層についてですが、12月7日現在、メールによる配信希望登録が406件、LINEによる配信希望登録が507件で、合わせて913件の登録が行われています。登録者の年齢層につきましては、氏名、年齢などを登録に必要な情報としていないことから把握しておりません。

次に、登録目標人数についてですが、登録は強制するものではありませんので、特に目標は定めていませんが、できるだけ多くの方に登録していただくため、福祉関係のイベント時などに登録コーナーを設けてPRを行っています。毎年発行する「くらしのガイド」にもQRコードを載せていますので、議員にお尋ねがあった際には、ぜひ登録のお手伝いをしていただきますようお願いするものであります。

次に、情報を知らせる他の方法についてですが、緊急を要する情報については、ホームページや広報車を活用しております。

次に、庁舎内の登録窓口の設置についてですが、最近の「ささえねっと」の新規登録は、主にLINEが利用されています。QRコードを読み取り、以降画面に表示される登録の流れに沿って、必要事項を入力するだけで簡単に登録できる仕組みになっております。

携帯をお持ちの方で操作が苦手な方もいるかと思いますが、ご家族や知り合いの方の助けがあれば登録できますので、まずは身近な方に協力していただくのが一番と考えております。

なお、登録に関する役場の総括的な相談窓口は総務課になりますが、そのほかの職員にも来庁時にお気軽にお声をかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 1番のささえねっとの目的ですけれども、日ごろの暮らしに役立つ防災、防犯情報、町内で開催予定のイベント情報、子どもやお年寄りの行方不明情報、ヒグマが現れたときにお知らせするヒグマ情報などの情報を素早く提供し、安心安全な地域づくりのために皆さまのご協力をお願いしたりするものと思

われます。素早く情報を提供し、それによって対応をしてもらうこと、被害を未然に防ぐ上でも、最小限に食い止める上でも大事なことと考えます。

それで次の登録者の実体としての件数、年齢層の関係に移させていただきますけども、実態として登録件数が 913 件とわかりました。登録数は全国的にも率が高く、努力の成果があったと聞いております。

それで年齢層は把握していないとわかりましたが、町内と町外の登録件数はどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 今お訪ねのあった、お住まいの地区の関係ですけども、これも登録に必要な情報というふうにはしていませんので、把握できていない状況にあります。

○議長（鹿中順一君） 6 番、巴光政君。

○6 番（巴 光政君） [登壇] 一応、町内、町外の把握もできていないということですけども、今メールが 406 件、LINE が 507 件での関係ですけども、LINE であると既読数の関係がわかるのではないかなと思いますが、10 月 12 日のクマ情報の場合の既読数がわかれば教えていただきたいのと、その効果について、配信してから確認するまでの時間とか、あと配信を見た人の人数が確認できるか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 今の質問、既読数とか、いわゆる確認状況の件でありますけれども、申し訳ありません。これについても今の配信のシステム上、誰がいつ読んだかというところの把握も今できていない状況であります。一斉に一方通行ということで、文字情報として受けた人は、その後も確認できるということになります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6 番、巴光政君。

○6 番（巴 光政君） [登壇] そういう配信に対して、どのくらいの人が確認できるかというのは、今後において把握は可能なんでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 今、使用しているシステムの動きの中では確認できないということになります。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 一応そういうような状況でしたら、今後それに対するどういう状況で、どのくらいの人が見ているかという確認ができないということも、今の段階ではそういう状況にあるということもわかりました。

それで登録目標の人数の関係に移らせていただきます。

登録は強制でないのは当然ですけれども、町の防災対策としてLINEを位置づけるなら、どれくらいの利用が必要かを、全国ではかなりの登録件数が率として津別はすごい件数があるということでもありますけれども、登録者増に向けてイベント等において登録コーナーを設けPRを行っているというようなこともわかりましたけれども、その利用のために未登録者、特に高齢者、今現在、多分高齢の方の登録の比率が低いのではないかということが判断されますが、その人方に対してのサポートが欠かせないと考えます。

今回、来週の22日、23日にスマートフォン使い方講座を予定しておりますけれども、今現在で、その講座に何名の申し込みがあるか、受講申込者何名を予定しているか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 初めて開催する形ですけれども、スマートフォン使い方講座ということで、個別の相談会ということで、今回、企画をしているところです。

あと、今事前に申し込みという形で受け付けをしているんですけども、今段階では14名の申し込みをいただいているところです。申し込みをいただく段階で、どんなことを聞きたいですかということをごこちらから聞いております。写真の管理をどうしたらいいのか、例えば迷惑メールの対策はどうしたらいいのか、容量のこと、いわゆるスマートフォンの容量をどうしたらいいのかということをご聞きたいということで、今こちら準備をしながら当日を迎えようとしているところです。

そんな中で、ささえねっとの登録についても、本人から了解を得られれば、そこに入れてあげようということで、今、考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 今現在で14名ということもわかりました。そういうような機会を今後さらに続けて、登録者を増やしていただければと思います。

それで、今回の講座は無料で受講料がかからないということですが、今回の講師謝礼とか宣伝費など幾らぐらいの経費を見ているのか伺えたらと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 今回の開催にあたりましては、町のシステムをサポートしていただいている会社が、国のそういう普及活動をしなさいということで指定を受けている関係もあって、そのサポート会社の職員をこちらに派遣していただけるという、そういう運びになりました。ということで、町の持ち出しということは今ありません。ということで、これが次回、来年ということで、これが回数開ければなどという思いでいるところであります。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 一応無料ということで了解しました。できれば回数を重ねていただければと思います。

ちなみに美幌町の関係でちょっと調べてみたんですけども、美幌町は町内在住または町内に勤務する人を対象に、ドコモの協力を得て講習会を開く計画を立てているようであります。美幌町も経費はドコモのスマートフォンなり機器を利用させていただきたいということから、無料で検討されているように伺っております。最終的に何パーセントぐらいの人が今現在スマートフォンをうまく使ってシステムを活用してもらえるかわかりませんが、今後さらに推進を検討するのであれば、スマートフォン所持者や料金利用に対し、何らかの支援の検討も課題になるのではと考えます。あわせてLINEの利用に伴う悪質詐欺の対策と啓蒙もしっかりやる必要があるのではと考えますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 利用者へのいわゆる負担、サポートということ

でありましたけども、皆さん手にしているスマホ、携帯を今後も活用させていただきたいという思いはこれからもあります。あと、やはり町の投資なくしても、そうやって皆さん身につけているところに情報を素早く届けるという意味では、本当に有効ではないかなというふうに考えているところです。

全国的な所有率でいくと、世帯の誰かが持っているという割合になりますけれども、9割以上が世代の誰かが持っているということに統計でなっているようなので、その数字が必ずしも津別には当てはまらないかもしれないですけども、だんだん近づいていくのではないかなというふうに見ております。

また、悪質メールだとかそういった被害にあわないようにということであれば、これからもこういうスマートフォン教室だとか、私が出向く出前講座などで、こういうことに注意して、これからも使ってねということによって普及啓発していきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] ぜひ悪質詐欺にあわないような宣伝といたしますか、そういうことも伝えていただきたいなと思っております。

4番目の情報を知らせるために、ほかの方法はないかというところに移させていただきたいと思います。

高齢になると、先ほど申したとおりスマートフォンをうまく活用してもらえるかなんですけども、一番に防災情報が必要な年代ではないかと考えております。なぜなら、年齢とともに行動が遅くなるから、情報は早めの提供が必要になると思います。その方に情報を知らせるために、津別にあった別の方法も検討していかなければと考えますが、その辺何かありましたらよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） まず、ささえねつとをこれからも有効に使っていくという思いはわかりません。この登録件数をとにかく増やしていくというところはわかりません。やはりこれだけではだめだという思いはあります。ではどうするかということであれば、いろんな手段、例えば先ほどの回答にもありましたけれども、広報車だとかホームページだとかということで、いろいろ複数の手段を使って届ける

というところもこれからはわかりませんし、こういうことで安心につなげていきたいという思いはあります。

あと、必ずしも全員が登録しなくても、家族の誰かがその情報を手に入れば家族に伝わる、もしくは、その情報を手に入れた人が隣近所に伝えていただければ、そのことで情報が伝わり対応できるという思いでおりますので、やはり隣近所のお付き合いというのも非常に大事ではないかなと、アナログですけども、というところも普及啓発の中で伝えていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 一応いろんな家族で誰かが持っていれば、それをほかの家族の人に伝えるとか、近所の人にこういう情報が来ているよということで伝えていったらいいのではないかというのもわかりますけども、あと広報車で情報を伝えるという関係でいいますと、今までもよく聞かれたんですけども、家にいたら外の音が聞き取れないとか、全然わからなかったということもありますので、その辺も踏まえますと、何がいいのかっていう、何か独自の防災システムというか高齢者向けの何かがあればそれはいいのか、ちょっと僕自身も勉強不足でわからないんですけども、そういうのも今後検討していったらいいのではないかと思います。

そのほかなんですけども、例えば自治会の協力を得ていろいろ災害に備えるとか、そういうことも大事ではないかと考えております。そのためには、今まで要支援者の名簿をつくるような話もあったんですけども、自治会内ではもしものことがあったらこういう人が対象になるよねとか、いろいろあるんですけども、その辺の協力体制の強化を図る意味で何かその辺で今後検討中か名簿づくりはどのようになっているかということも教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） 情報を伝えるほかの方法はないのかということでありましたけども、いろんな業者がこういう方法があるよということで提案も受けているところでもあります。やはり津別という地域柄、例えば山に囲まれているとかなかなか電波が届きづらいところもあるということも含めて、津別でほかの手段、何が最適なのかということも今、研究をしているところでもあります。

また、支援が必要な方への関係ですけれども、やはりまだしっかりとしたもの、自治会との意思疎通というのはまだ図れていないところでもありますけれども、これからもやっぱり地域のことは地域の方が一番知っておりますので、私たちのもっている情報と、地域のもっている情報をすり合わせをしながら、そういう支援が必要な方へのサポートをしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 そういう意味でいえば、名簿の作成は防災室だけではちょっと無理かなって考えたりもしますので、庁舎内各課協力の上で、そういう名簿作成に今後も協力を各課でしていったらいいのではないかと考えております。

自治会にいたしましても、そういうことに対しての協力はしていきたいなと思っております。

それで最後、5番目の庁舎内に登録対応する相談窓口の周知または設置は出来ないかなんですけども、未登録者の使い方講座なども今行われ、最近のささえねっとの新規登録にはLINEが利用されるようなんですけども、QRコードで一応簡単に登録できるというようなことも言われておりますけれども、いざLINEって入ってないけどどうやったら登録できるんだろうかなんて考えたりしたら、簡単にできるといわれても、我々素人というか、あまり使い慣れていない人には苦手だということもありますので、できれば相談窓口をきちっと設置して、ここが相談窓口ですよというような、わかりやすい表示、あと気軽に相談できるように広報あたりでもささえねっと登録はこの部署でやってますというようなのを町民に伝えて、具体的に載せて説明していただければと思います。

以上の内容で私の質問は終わらせていただきますけども、何かありましたら一言よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。

このささえねっとについては、経過を先に説明させていただきましたけども、非常に始まってから、特に行方不明者の捜索に大きな力を発揮しています。情報を元に登録された町民の方が一緒に探していただけるということもありました。中には、遠く

どうやって行ったんだろうというふうに、町内のどこかにいると思ったら、網走のほうに自転車で行っていたという、そういう方もおられたりしたわけなんですけれども、それは網走の方の情報でわかったわけなんですけれども、このささえねつとが、今のデジタルの技術を使いながら有効に使われているというふうに思っているところです。

あちこちで今、津別も今 23 日でしたか、スマートフォンの使い方講座というのをやりますけれども、これ以前に、ご承知のとおりサツドラさんの協力を得まして一度やっております、私もそれに参加して、男性は私だけだったんですけれども、そこでの雰囲気は行っていましたのでわかっているんですけれども、どうしてもやっぱり先生に聞きたいことがいっぱいあって、囲ってしまうというか、その説明される方を、そうすると 2、3 用意していたんですけれども、行かれた方はそれがわかったら次これはどうしたらいいんだと、これはどういうふうにしたらいいんだということを次々に、言ってみれば囲い込みみたいな格好になってしまっ、ちょっと表現はおかしいですけれども、押しの足りない方は、なかなかその先は説明を受けられないというような傾向もちょっと見られたので、その辺は、今回また 2 日間にわたって開催いたしますので、少しよくなるのかなというふうに思います。

あちこちの町で、今これ全部、実は国のほうのデジタル田園都市構想がありまして、それに基づいて町のほうも交付金だとかさまざま受け取っていますので、そういうものを活用しながら、このデジタル化を進めていこうと、国の方針もありますので、そういう形の中で進めているところです。

自治会のほうも、自治会そして自主防災組織をきちんとつくられている自治会さんもありますので、そこはそこで今対応をいろいろ考えておられますので、そういうところに町として協力をしていくという体制はしっかりとっていききたいなというふうに思うところです。

この登録は、やっぱり自由ということにしているんですけど、これ名前も年齢もいろいろ個人情報を入れていくと、それを嫌がる方もおりますし、それであれば嫌ですということで、多分何らかの活用がされるんじゃないかとか、そういう思いも多分あるのかなというふうに思いますけれども、高齢者の部分については、大抵スマートフォンを購入されるということは、電話とそれから LINE と写真、この三つぐらいが

やっぱり中心になっているというふうに思いますので、まずはその使い方、さらに上手に使えるように講座も設けながら進めていきたいなというふうに思うところです。

役場のほうは、今のところ特にそれに対応するような相談窓口というのは設けていませんけれども、これはそんなに難しいことではありませんので、そこを役場に来たときに、特に若い人たちはもうあっという間にやりますので、これ登録するのにどうしたらいいということで、気軽に言ってもらえればすぐできるような格好になっていますので、ご自分でもぜひ挑戦してみたいと思います。先ほど言いましたように、毎年配っているくらしのガイドにも、後ろにLINE等含めてQRコードも載せておりますので、広報で今回出ているのは、さらに普及を広めたいなということで広報に載せていますけれども、そここのところを使われてもいいですし、広報をなくしてしまったとか、捨ててしまったとかであれば、できるだけ1年間いろいろ使えるくらしのガイドはいつも手元に置いて、そういうのも活用していただければというふうに思います。

巴議員さんが、このシステムに入っているかどうか全然わからない状態ですし、皆さん議員の方も全て入られているのかどうか全然わかりませんが、もし入られている方がおられましたら、そういう方が近くにいればどれどれということで気軽に操作の手伝いをしていただければ、大変ありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 64 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 64 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料の 2 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部が改正されたためです。

改正内容は、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項及びその他所要の改正を行うものです。具体的には産前産後に所得、収入が落ち込む母親分に関する国保税を出産月の前後あわせて4カ月分、所得割、均等割分を減免するもので、双子以上の多胎児の場合は6カ月分減免する制度の実施に伴う改正が制度改正としましては主なものとなります。

改正条項が多く多岐に及びますので、資料20ページの概要により説明させていただきます。

表の左が、今回改正する条例の条文で、右が改正の概要となっています。1行目の第3条から3行目の第5条の2は、条文の見出し中、被保険者に係るの次に、基礎課税額の文言を加え、医療分に関する保険税とわかるよう規定を明確にする改正です。

3行目の第5条の2中、第1号では参照する第23条に第2項と第3項を追加したため、項を追加することと、規定の誤りがありましたので第3条を第3項に構成させていただくものです。4行目の第6条は、不要な規定文言を削除します。5行目の第13条は、第23条で減額に係る規制を複数設けますので、同条をその減額後に改めるものです。6行目の第23条第1項は、法律が改正されていますので、法第703条の5を法第703条の5第1項に参照する条文を改め、1行目の第3条から3行目の第5条の2の改正と同じく基礎課税額の文言を追加し、医療分に係る保険税の規定の明確化をするほか、第1号の規定表現を更正するものです。7行目の第23条第2項は、国、道の示す国民健康保険税条例のモデル例の規定と表記をあわせるもので、これまで第23条の3に規定していた未就学児の被保険者均等割額の減額について、世帯の軽減区分に応じた医療分と後期支援分の均等割額を減額する額の規定を新設し、第23条の3を削除するものです。8行目の第23条第3項は、法規定に新設された産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定します。既定の内容は、出産被保険者がいる場合は、世帯の軽減の区分等に応じ医療分及び後期支援分、該当する40歳以上の場合は介護分の所得割額及び被保険者均等割額を減額することを規定します。

減額する額は世帯の状況により異なることから、賦課額の12分の1の額に当該年度に属する月数分としております。減額する内容は、先ほどお話ししましたが、単体の場合は出産予定月の前月から、双子など多胎児の場合は出産予定月の3カ月前から出産予定月の翌々月までの期間のうち、該当年度に属する月数の相当数分となります。多胎児の場合は合計で6カ月分というふうになります。9行目の第23条の2は、第23条に第2項と第3項を追加しましたので、参照する条文など所要の規定の整備をするものです。10行目の第23条の3は、7行目の改正でお示した未就学児の被保険者均等割額の減額の規定を第23条第2項に新たに規定することから減額するものです。11行目の第24条の3は、新設する産前産後期間の保険税の減額のための出産被保険者に係る届出について新たに規定します。第1項は届出の際の必要事項、第2項は届け出に必要な書類を、第3項は届出できる期間を、第4項は事実が確認できる場合は届出を省略させることができると規定するものです。具体例は掲げておりませんが、母子健康手帳や出生届の出生証明書などにより事実関係ができる場合は届出の提出を省略し、職権により出産被保険者として認定し、保険税の減額を行えるものです。

最下段の12行目、附則第2項から、21ページに記載の最下段、附則第13項は、対応する法令等の規定の改正にあわせて表記の改正を行い、第23条の改正に伴い第23条第1項に規定を整備し所要の改正を行い、2行目の附則第4項、9行目の附則第12項、最下段10行目の附則第13項では、それぞれ規定を更正させていただくものです。

それでは議案書に戻っていただき、ただいまご説明しました内容を改正条文化したものといたします。

なお、附則としまして2枚ほどめくったところですが、施行期日は令和6年1月1日とし、適用区分は、改正後の本条例の規定は令和5年度分の国保税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国保税について適用し、令和5年度分の国保税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国保税については、なお従前の例によるものです。

以上、議案第64号の内容についてご説明申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(鹿中順一君) 日程第5、議案第65号 津別町空家等対策協議会設置条例及び津別町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(斉藤尚幸君) ただいま上程となりました、議案第65号について説明させていただきます。

説明資料により説明させていただきます。22ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う所要の改正となります。

改正の内容といたしましては、新旧対照表により説明させていただきます。

はじめに、津別町空家等対策協議会設置条例の改正につきましては、法改正により生じた条項ずれの修正のみです。

続きまして、津別町空家等の適切な管理に関する条例の改正の内容となりますが、23 ページをご覧ください。法改正により特定空家の所有者に対する報告徴収権が認められましたことから、第5条第2項で内容を追加いたしました。第5条の2になりますが、今回の法改正により、そのまま放置すると特定空家となるおそれのある空き家は、管理不全空家と定義され、そのような空き家の所有者に対し指導することができるようになり、それでも適切な措置がなされない場合は勧告をすることができるようになりましたことから、このことについての条項を加えております。

24 ページをご覧ください。第7条についてであります。特定空家に対する措置についての内容で、第3項までは、これまでと取り扱いが異なるものではございませんが、内容をもう少し詳細に記載することといたしました。第2項については特定空家に対する代執行について、第3項については特定空家の所有者が不明な場合の手続きについての内容です。

25 ページをご覧ください。第4項についてであります。今回の法改正により、既に勧告等を行っている特定空家に対して緊急時には命令等の手続きを経ることなく迅速に代執行することが可能となりましたので、これを受けまして内容の追加となります。第8条になります。今回の法改正では、特定空家に対する緊急時の措置については法律に明記されましたが、それ以外の空き家についての危険が生じた場合の緊急時の対応について定めることといたしました。内容は、次のページの第2項まで続きますが、こちらにつきましては特別措置法上の裏づけがなく、町独自の対応となりますことから、原則として該当する空き家の所有者が自力で危険を解消できない場合に、所有者の事前の同意を得てから応急措置を行うことができる内容とさせていただいております。

条文にお戻りいただきまして、最後になります。ただいま説明させていただきましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第65号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、議案第66号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐(渡辺 新君) ただいま上程となりました、議案第66号について説明申し上げます。

森の健康館及び山村体験宿泊施設は、森林空間を利用して住民の研修、保健休養及び都市住民との交流を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的に、平成5年より整備され、同年7月に設置及び管理に関する条例を施行しております。

昨今の高騰するエネルギー料金に対応し、温泉施設を維持するために施設の利用に係る利用料金の上限価格を改正するものであります。

説明資料により説明申し上げます。資料27ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、前段申し上げたとおりですが、13年間据え置いてきた

上限価格であります。昨今の高騰するエネルギー料金に対応し温泉施設の維持をするためであります。

改正内容をご説明申し上げます。宿泊料等の料金改定と文言修正になります。別表第5条関係1、宿泊料について各宿泊室の利用料金の改正後の金額に改正するものであります。あわせて摘要欄の2、利用時間を午後2時から翌日の午後10時までを、午後3時から翌日の午前10時まで、3、宿泊時間を超過した場合の加算額を1人500円から1,000円に改正し、項目の4の文言を修正し、項目の5、6を削除するものです。

続いて表2、貸室料について、各室の利用料金を表のとおり改正し、10月から5月までは暖房料を利用料金の2割を徴することと、サービス料として貸室料の1割を徴することを見直し、摘要欄の2と3を削除します。

続いて表3、研修室利用料について、これまで利用する時間ごとの利用料金を一律1,000円とし、適用欄の1、10月から5月までは暖房料を利用料金の2割徴することを削除し、時間ごとの利用料金の区分をなくしたことから、本摘要欄の1に利用可能時間を9時から21時と定めることとします。

表4、入浴料について、利用料金を表のとおり改正するとともに文言を修正し、摘要欄の項目3の、子どもは4歳児以上、小学生までとした内容を、小学生までと修正し、項目4の文言を修正します。

議案書にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、議案第66号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 7、議案第 67 号 津別町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(菅原文人君) ただいま上程となりました、議案第 67 号を説明させていただきます。

説明資料はありません。

廃止の理由といたしまして、津別町青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策のために必要な事項の調査審議と、関係機関との連携調整を実施することとして、戦後の混乱期に非行少年が多かったことから、非行防止や矯正を目的に昭和 38 年に設置されました。

しかし、現在、青少年問題は貧困、虐待やインターネット、SNS の普及などが起因となっていることが多くなってきており、複雑化かつ見えにくくなっている中、これらの問題については、それぞれの担当部署と関係機関等が連携しながら専門的に取り組んでいるところです。

一方、本協議会の対象であります青少年の非行は、近年見られない状況にあり、年 1 回実施する協議会では、調査、審議する事項はなく、いじめやインターネット、SNS などに関しての情報交換の場となっているのが実情です。このような現状におい

て、青少年の非行防止や矯正に関する審議を目的としています本協議会の役目は、時代の変化に伴い薄れていることから廃止するものであります。

なお、先に開催した本協議会において、今ご説明した内容で廃止についてご相談させていただいたところ、ご理解をいただいたことを申し添えておきます。

この条例の施行期日は附則のとおり、公布の日から施行いたします。

以上、議案第 67 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 68 号 財産の取得について（津別町大通地区コミュニティ施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 68 号についてご説明いたします。

本件につきましては、11月に全面供用を開始いたしました、津別町大通地区コミュニティ施設ウッドルームの外構施設の工事の完了を受け、12月6日完了検査を実施し、同じく12月8日付で建物の売買に係る仮契約を済ませたところであります。当該施設の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産といたしましては、津別町大通地区コミュニティ施設で、財産の内容につきましては議案裏面になります。別紙に記載のとおり取得する財産の目的といたしまして、令和3年度から令和5年度大通・幸町地区「コミュニティ施設」整備事業に関する買取事業で、取得する財産の住所は津別町字大通31番地、取得する財産の種類及び数量ですが、外構施設一式となり、表に記載のとおり舗装面としてアスファルトから、屋外広告塔までの記載のもの、数量を取得することになり、取得いたします。取得する財産の構造につきましては、こちらは屋外広告塔のものになりますが、鉄骨造の自立式看板となっております。

議案表面に戻りまして、契約の方法は随意契約、取得金額は1億5,626万1,000円内消費税及び地方消費税額1,420万5,545円、取得の相手先は、札幌市中央区南1条西7丁目1番地3アルファ南1条ビル5階、アルファコート株式会社 代表取締役川村裕二であります。

以上、内容を説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 63 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 63 号について説明いたします。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、オホーツク町村公平委員会共同設置地方公共団体長を変更するためです。

改正内容は、大空町長から興部町長に改めるものであります。

新旧対照表は、オホーツク町村公平委員会規約第 3 条において、大空町長を興部町長に改訂するものであります。

議案のほうにお戻り願います。

改正規約につきましては、ただいま説明した内容について改正文としたものであります。

附則で施行期日については、令和 6 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第69号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第69号 令和5年度津別町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(小泉政敏君) ただいま上程となりました、議案第69号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、国の総合経済対策である低所得世帯支援給付金の追加給付による増額、給与費において、一般職員の定年延長に伴う退職手当組合負担金率改定などを内容とする補正及び事業完了等による精査となります。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,620万1,000円を追加し、補正後の予算総額を75億1,157万7,000円とするも

のです。

第2項以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

はじめに、各科目にわたる給与費についてですが、一般職員の定年延長に伴い、退職手当組合負担金率に変更となり、一般会計では2,451万1,000円の減額、特別会計及び企業会計を含めた全会計では、2,711万円の減額となります。

このほかに会計年度任用職員の退職、産後休暇中の職員の休業期間の確定に伴う給料、手当及び共済費の精査を行い、総体では一般会計で3,691万3,000円の減額、前会計では3,951万2,000円の減額となります。

また、電気料の補正につきましては、料金の高騰を見込み、当初予算を計上したところですが、新電力会社と契約している施設については、電力会社の激変緩和措置等に伴い、電気料金の高騰が緩和されたことにより減額となります。

それでは事項別明細書は歳出から説明いたしますので、9ページから10ページをお開きください。

なお、給与費及び電気料については、先に説明したとおりですので各科目における説明は割愛させていただきます。

また事業完了等による精査や軽微な補正内容及び財源内訳のみの補正につきましても、一部説明を割愛させていただきますのでご了承願います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、最下段の総務管理経費は次ページをお開きください。一般職の定年延長に伴う給与システム改修費で増額です。目3財政管理費の財政調整基金積立金は、地方財政法の規定による前年度繰越金の確定による積み立て1億520万7,000円と、剰余金8,352万9,000円の積み立てを合わせ、1億8,873万6,000円の増額、減債基金積立金は、財政調整基金及び公共施設等整備基金の繰り替え運用利息を予算流用にて対応したための流用元補填で増額です。目5財産管理費、庁舎等維持管理費は、木質ペレット販売価格の改定による増額と、電気料の減額で989万2,000円の減額です。

13ページから14ページをお開きください。項2地域振興費、中段の目2企画開発費、森の健康館整備事業は、大浴場露天風呂通路改修工事は、入札不調に伴い事業実施を来年度以降に延期したことにより減額、備品購入費は、和室7部屋にローベッド14台

を導入するもので、303万4,000円の増額、計35万4,000円の減額です。目3企画振興費、地域振興施設管理業務は、防犯カメラのハードディスクの故障に伴う交換で増額です。

15ページから16ページをお開きください。目4公共交通対策費、中段の公共交通対策経費は、負担金で地方バス生活路線、北見バスへの負担金の増額と、交付金でタクシー利用者の増を見込み、合わせて40万1,000円の増額です。項3徴税费、目1税務総務費は17ページから18ページをお開きください。税務事務経費は、令和6年度からの森林環境税の賦課対応及び登記情報の電子化対応に係るシステム改修費で増額です。項4、目1戸籍住民登録費、下段の住民基本台帳ネットワークシステム経費、その下の戸籍情報総合システム経費は、当初予算で見込んでいた住民票戸籍へのふりがな対応に係るシステム改修費に追加の改修が生じたことに伴い、それぞれ増額です。なお、どちらの事業も令和6年度への繰越事業となります。

19ページから20ページをお開きください。中段下の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、21ページから22ページをお開きください。障害者総合支援事業経費は、過年度事業超過交付返還金で増額です。地域生活支援事業経費は、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修及び日中一時支援事業の利用回数の増加により、計266万円の増額です。一つ下の国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基金安定繰入金などの精査により増額、介護保険事業特別会計繰出金は、給与費に係る減額です。低所得世帯支援給付金（追加）は、次ページにわたりますが、低所得世帯に対して1世帯当たり7万円を給付する国の総合経済対策で、対象世帯を780世帯と見込み、関連経費を合わせ5,547万9,000円の増額です。

25ページから26ページをお開きください。目5老人福祉費の老人福祉扶助費等は、1世帯当たり1万円を助成する福祉灯油等購入費助成事業の実施を主な内容として619万6,000円の増額です。一つ下の福祉寮運営経費は、フルタイムで雇用している寮母の家庭の事情による休暇取得に伴い、寮母補助の勤務日数の増加と勤務体系の関係から、食事を弁当で対応することによる食糧費と賄材料費の増減で28万6,000円の増額です。

27ページから28ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の

子ども・子育て支援事業は、認定こども園が利用定員を 112 名から 94 名に引き下げたことによる給付費単価の上昇で、559 万 8,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は、29 ページから 30 ページをお開きください。目 3 環境衛生費、簡易水道事業会計繰出金は、高台低区配水池更新工事の起債の利子償還に係る増額、下水道事業会計繰出金は、給与費に係る減額です。

31 ページから 32 ページをお開きください。中段の款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費の農業委員経費は、法律の改正に基づく 10 年後の農地のあり方を定める地域計画策定のためのシステム整備及び農地台帳システム、航空写真の更新などにより 159 万 3,000 円の増額です。

33 ページから 34 ページをお開きください。目 3 農業振興費、その他農業振興対策経費は、旧農業集落排水処理施設内部改修工事の中止による減額、鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿捕獲頭数等の増を見込み増額、環境保全型農業直接支払交付金事業は、取り組み面積の増加による増額となります。目 4 振興事業費の土地改良事業事務経費は、現在使用している農地地図情報システムの利用方式の変更に伴う更新費用等で増額です。

35 ページから 36 ページをお開きください。項 2 林業費、目 2 林業振興費、下段の豊かな森づくり推進事業は、造林の事業量増加により増額です。

37 ページから 38 ページをお開きください。目 6 公有林費の町有林整備事業は、町有林作業道補修の事業量増加に伴う重機借上料の増額です。

款 8 土木費は、39 ページから 40 ページをお開きください。項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費、中断下の建設機械管理経費は、除雪センターの洗車機購入、物損事故の損害賠償金を予算流用にて対応したための流用元補填で増額です。目 2 道路橋梁維持費は、41 ページから 42 ページをお開きください。中段の道路ストック総点検事業は、社会資本整備総合交付金が当初見込み額より低く配分されたことに伴い、町道 350 号線舗装補修工事の実施を見送ったことにより減額です。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費は、43 ページから 44 ページをお開きください。町営住宅管理経費は、10 節及び 11 節で、今後の修繕等の見込みと木質ペレットの販売価格の改定による増額、12 節は草刈り回数増に伴う所要額を予算流用にて対応したことによる流用元補填、14 節は事業完

了に伴う精査で、計 94 万 7,000 円の減額です。

款 9、項 1 消防費、目 1 消防総務費、事務組合負担金は、事業費精査により減額です。

45 ページから 46 ページをお開きください。款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、下段の津別高校振興対策事業は、海外研修事業の増額分を予算流用にて対応したための流用元補填などで 113 万 9,000 円の増額です。

53 ページから 54 ページをお開きください。項 4 社会教育費、目 3 会館管理費の図書館管理経費は、会計年度任用職員の配置増により増額です。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、多目的運動公園管理経費は次ページをお開きください。17 節備品購入費は、令和 6 年度に購入を計画していた芝刈機が、納品までに 1 年以上を要するため補正するもので、624 万 8,000 円の増額、10 節修繕料は、既存の芝刈機がシーズン終了間際に故障し、新規車両の納品までの間、管理に支障をきたさないよう最低限の修繕を行うもので 68 万 1,000 円の増額、他の事業費精査の減額を合わせて 658 万 2,000 円の増額です。

なお、芝刈機の購入事業は、令和 6 年度への繰越事業となります。

57 ページから 58 ページをお開きください。目 4 学校給食食材経費は、ホタテ漁業応援のための食材購入で増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 9 地方特例交付金は、交付額の確定により減額です。

款 13 使用料及手数料、項 1 使用料、牧野使用料は実績により減額です。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、それぞれ事業精査による補正です。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金及び戸籍情報システム改修事業補助金は、住民票戸籍のふりがな対応に係る増額、地域公共交通調査事業補助金は、事業の未採択により減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援給付金で歳出と同額の 5,547 万 9,000 円の増額です。目 2 民生費国補助金、地域生活支援事業費等は、日中一時支援事業の増に伴い増額、施設型給付費は、認定こども園利用定員引き下げに伴う補助額の増額です。目 4 土木費国庫

補助金、社会資本整備総合交付金は、交付額の確定により減額。目5教育費国庫補助金は、津別町中学校昇降機改修事業に係る交付額の確定により増額です。

款15道支出金、項1道負担金は、国庫支出金と同様に事業精査による減額です。項2道補助金は5ページから6ページをお開きください。目2民生費道補助金、地域生活支援事業費等と3行目の施設型給付費は、国庫支出金と同内容による増額、地域づくり総合交付金は、福祉灯油等購入費助成事業に係るもので50万円の増額です。目4農林業費道補助金は、歳出で説明した事業に対する補助金の増額、目6教育費道補助金は、補助金額確定により減額です。

款18繰入金、項1基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、対象事業の精査と多目的運動公園草刈機購入に係る財源充当で159万6,000円の増額、地域振興基金繰入金は、対象事業の精査と森の健康館のローベット購入に係る財源充当で61万8,000円の減額、福祉基金繰入金は福祉灯油等購入費助成事業実施に伴う増額です。

款19繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

款20諸収入、項4、目6雑入は河岸公園の遊具設置に係る公益財団法人からの子ども活動支援金、事故共済金、立木補償で193万7,000円の増額です。

7ページから8ページをお開きください。款21町債は、各事業の精査により減額となります。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、2枚めくりまして第2表のとおり追加で3事業、変更で道路維持作業車の入札結果に基づき繰越額を変更するものです。

第3条は地方債補正で、第3表のとおり2件の限度額を変更するもので、限度額は7億5,812万4,000円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 11、議案第 70 号 令和 5 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第 70 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容は、歳入の保険税道支出金、歳出の保険給付費等の額の精査を主な理由とする予算の補正となります。

補正条文になります。第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,775 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 4,934 万円とするものです。

第 2 項につきましては後ほどご説明いたします。

はじめに歳出のほうからご説明いたしますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費は、退職手当負担金の負担

率改定により 109 万 7,000 円の減額です。総務一般事務経費は、産前産後期間の保険税免除措置に伴うシステム等の改修負担金で 22 万円の増額です。

款 2 保険給付費、項 1 保険給付費は、目 1 療養費から 9 ページ、10 ページにわたりますけれども、目 4 出産育児諸費まで、今後の医療費等の支出見込み等を中間精査し、保険給付費全体では 2,500 万円の増額となるものです。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分は財源内訳のみの補正です。

款 6、項 1、目 1 基金積立金、国民健康保険基金積立金は、前年度繰越金及び過年度精算分療養給付費等交付金などの積立金として 363 万 6,000 円の増額です。

歳出の説明を終わりました、続いて歳入となりますので 3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、それぞれ調定状況をもとに収納見込み額の精査により、目全体としましては 346 万円を減額するものです。

款 2 道支出金、項 1 道補助金、目 1 保険給付費等交付金は、交付金見込み額の精査により各交付金の合計で 2,911 万 9,000 円の増額となります。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、事務費分や未就学児の国保税軽減分、産前産後保険料年額分などの精査により 151 万 1,000 円の増額です。

5 ページ、6 ページになります。款 5、項 1 繰越金、目 1 その他繰越金は、前年度繰越金で 58 万 9,000 円の増額です。

款 7 国庫支出金、項 1 国庫補助金は出産育児一時金の精算に伴う減額と、マイナンバーカードと保険証の連携周知資材分の増額で、合計ではゼロとなるものです。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま事項別明細書でご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正予算の総額につきましては、第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。
議案第 70 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 71 号 令和 5 年度津別町介護保険事業特別
会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。
内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 71 号に
ついてご説明をいたします。

補正の理由につきましては、歳出では給与費の減額と基金積立金増額の補正であり、
歳入では、これらに伴う繰入金などの補正をするものでございます。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 12 万 4,000
円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 7,637 万 9,000 円とするものです。

第 2 項は後ほどご説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、給与費で退職手当組合負担金の額の改定により 56 万 9,000 円の減額です。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金は、前年度繰越金の額確定による介護給付費準備基金の積立金の補正で 44 万 5,000 円の増額です。

続いて歳入になります。

3 ページにお戻りください。款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金は、退職手当組合負担金の額の改定によるもので、56 万 9,000 円の減額です。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度繰越金の確定で 44 万 5,000 円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 72 号 令和 5 年度津別町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 72 号について説明させていただきます。

補正の主な内容といたしましては、起債元利償還金の精査並びに個別排水建設に要する費用の精算によるものです。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における収入の下水道事業収益を 17 万 2,000 円減額し、4 億 4,630 万 7,000 円とし、下水道事業費用を 609 万円減額し 4 億 3,223 万円とするものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出における資本的収入については、1,030 万円減額し、2 億 7,570 万円とし、資本的支出については 1,348 万 5,000 円減額し 3 億 7,836 万 6,000 円とするものです。

それでは 3 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部から説明させていただきます。款 2 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費につきましては、退職手当組合負担金の納付額が減額になったことにより 17 万 2,000 円の減額、項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、建設改良に伴う起債利子が確定したことにより精査を行ったもので、591 万 8,000 円の減額となります。

収入につきましては、先ほどの退職手当組合負担金の納付額を減額したことで、相当する一般会計繰入金を 17 万 2,000 円減額するものでございます。

次に 4 ページになります。資本的収入及び支出の支出の部につきましては、款 4 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 個別排水建設改良費で、当年度の受益者要望による浄化槽設置要望に基づく工事が完了したことから、工事負担金を 1,350 万円減額です。目 1 企業債償還金は、当年度償還額が確定したことにより 1 万 5,000 円の増額です。

収入の部につきましては、款 3 資本的収入、項 1 企業債において個別排水の工事費を減額したことにより下水道事業債を 990 万円減額、受益者分担金も 40 万円減額です。

5 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。前回補正からの比較で業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益が大きくなったことなどから増額して9,010万9,000円、投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出が少なくなったことなどから増額して2億950万3,000円、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入額が小さくなったことから減額して1億2,875万5,000円となり、当年度の資金増加額は下から3行目になります、前回補正から比較して910万3,000円増額の936万1,000円となっております。

6 ページから8 ページは貸借対照表です。今回は9 ページから11 ページに掲載させていただきましたとおり、令和4年度下水道事業特別会計の決算により資産負債が確定しましたことから、こちらを当年度の残額として反映させておりますことから、当初予算額から比較して全体について変更が生じておりますが、8 ページの中ほどの行になります。今回の補正により当年度純利益につきましては、591万8,000円増の1,116万円となっております。

条文にお戻りいただきまして、第4条は特例的収入及び支出になりますが、こちらにつきましては特別会計から引き継いだ未収金となる特例的収入は196万2,000円、同じく未払金となる特例的支出は771万9,000円となります。

第5条は企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債の変更につきまして、次のページの別表1により整理しております。

第6条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費となりますが、先ほど収益的支出のところの説明させていただきました退職手当組合負担金の納付額の減額に相当する17万2,000円を減額するものです。

第7条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金ですが、こちらにつきましては一般会計からの繰入金を17万2,000円減額するものです。

以上、議題第72号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第73号 令和5年度津別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(斉藤尚幸君) ただいま上程となりました、議案第73号について説明させていただきます。

補正の内容といたしましては、起債元利償還金の精査並びに建設改良費の追加等による補正となります。

第2条につきましては、業務の予定量の変更で主な建設改良事業の補正で、高台配水池更新工事を増額し、上里浄水場紫外線滅菌装置設置事業を追加するものですが、こちらにつきましては資本的収入及び支出の補正内容のところで説明させていただきます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出における収入の水道事業収益を75万8,000円増額し、1億9,579万9,000円とし、水道事業費用を133万6,000円増額し、2億276万9,000円とするものであります。

第4条の資本的収入及び支出における資本的収入については、資本的収入について

は 1,255 万 1,000 円増額し 3 億 2,472 万 7,000 円とし、資本的支出については 1,268 万 3,000 円増額し、3 億 6,608 万 5,000 円とするものです。

それでは 2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部から説明させていただきます。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費につきましては、退職手当組合負担金の納付額が減額になりましたことにより 76 万 1,000 円の減額です。項 3 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、建設改良に伴う起債利子償還額について 209 万 7,000 円の増となりますが、主な理由といたしましては、前年度に高台配水池更新工事の初年度の予定額を増額したことによる借入額の増により、利子償還額が増えたことによるものです。

収入につきましては、一般会計繰入金について先ほどの退職手当組合負担金の納付額の減額はありましたが、利子償還額にあてる一般会計繰入金が増となっており、差し引き 75 万 8,000 円の増額となります。

次に 3 ページになりますが、款 1 資本的収入及び支出の支出の部につきましては、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設設置費ですが、先ほどの業務予定量のところで触れさせていただいた内容となります。委託料の上里浄水場紫外線滅菌装置実施設計につきましては、平成 27 年上里水系の原水の水質検査でクリプトスポリジウム指標菌が検出されたことから、国の対策指針に基づき予防措置を講じる必要があったものの、これまで水質の濁度常時監視する条件で対策の猶予を受けている状況でございました。令和元年にクリプトスポリジウム対策に紫外線処理が有効との指針が示されたことを受けて実証試験を行い、適正が確認されたことから、令和 6 年に実施設計を行うことを検討しておりましたが、北海道より国庫補助金の前倒しの申請について打診がありましたもので、今回、補正をお願いして実施するものがあります。事業費は 899 万 8,000 円となります。

工事請負費の高台配水池更新工事は、現場施工料の精査により 368 万 5,000 円の増です。

収入につきましては、説明させていただきました建設改良費の増に伴う財源といたしまして、企業債の水道事業債で 1,100 万円、補助金の国庫補助金で 155 万 1,000 円

の増額です。

4 ページはキャッシュ・フロー計算書となります。1 の業務活動によるキャッシュ・フローですが、前回補正からの比較で当年度純利益の赤字分が 57 万 8,000 円大きくなったことから、業務活動によるキャッシュ・フローも同額減少し 7,217 万 8,000 円となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が大きくなったことなどから、マイナス 2 億 8,659 万 7,000 円、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入額が大きくなったことから増額して、2 億 4,523 万 9,000 円となります。

下から 3 行目の当年度の資金増加額は、前回補正額から 71 万円減少の 3,082 万円となっております。

5 ページから 7 ページは貸借対照表です。当年度末の試算負債の予定ではありますが、今回の補正を反映した結果、7 ページの中ほどの行になりますが、今回の補正により当年度純損失が前回補正より 57 万 8,000 円大きくなり、697 万円となっております。

条文にお戻りいただきまして、第 5 条は企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債への変更については、次のページの別表 1 により整理しております。

第 6 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費となりますが、先ほどの収益的支出のところの説明させていただきました、退職手当組合負担金の納付額の減額に相当する額、76 万 1,000 円を減額するものです。

第 7 条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金ですが、こちらにつきましては職員給与費にあてるものを 29 万 1,000 円減額し、895 万 2,000 円とし、企業債利子にあてるものを 104 万 9,000 円増額し、566 万 6,000 円とするものです。

以上、議案第 73 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第14号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、報告第14号 令和5年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和5年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第15号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、報告第15号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和5年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 55分

再開 午後 2時 55分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和5年第8回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時 55分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員